

※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 市長提出議案目錄 ※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案番号	件 名	頁	摘 要
報 3	専決処分したものの報告について	3	
(専 4)	損害賠償の額を定めることについて	5	物損事故
(専 5)	和解の申立てについて	7	市営住宅
報 4	専決処分したものの承認を求めることについて	9	
(専 6)	損害賠償の額を定めることについて	11	物損事故
(専 7)	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	13	
(専 8)	令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）	23	
(専 9)	令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）	71	
報 5	令和 3 年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について	85	
報 6	令和 3 年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて	91	
報 7	令和 3 年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて	95	
48	物件購入契約の締結について	99	小型動力ポンプ積載車等
49	市道路線の変更について	101	市道向日置墓地線
50	物件購入契約の締結について	107	除雪グレーダ3.1m級（道路維持作業車）
51	物件購入契約の締結について	109	市営バス「イナカー」車両
52	物件購入契約の締結について	111	消防ポンプ自動車
53	物件購入契約の締結について	113	小学校学習用端末
54	豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について	115	
55	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	135	
56	豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	161	
57	豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例を廃止する条例制定について	167	
58	豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について	171	

議案番号	件 名	頁	摘 要
59	豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	177	
60	令和４年度豊岡市一般会計補正予算（第２号）	187	
61	令和４年度豊岡市一般会計補正予算（第３号）	213	
62	令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）	255	
63	令和４年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	273	
追加予定	豊岡まちづくり株式会社第27期の決算及び第28期の事業計画に関する書類について		
〃	一般社団法人豊岡観光イノベーション第６期の決算及び第７期の事業計画に関する書類について		
〃	株式会社日高振興公社第28期の決算及び第29期の事業計画に関する書類について		
〃	株式会社シルク温泉やまびこ第18期の決算及び第19期の事業計画に関する書類について		
〃	令和４年度豊岡市一般会計補正予算（第４号）		

報告第3号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 和解の申立てについて

専決第4号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年4月28日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和４年３月２６日（土）　午後１時１５分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市出石町鳥居３０番地の３ 豊岡市立小坂小学校駐車場内
相手方の 住所氏名	[REDACTED]
損害賠償額	１６０，８２０円
事故の概要	豊岡市立小坂小学校駐車場内において、強風の影響で大型のゴミ箱が移動し、相手方所有の自家用車のバックドア及びリヤバンパーを損傷させたもの。 (過失割合　豊岡市１０割)

専決第5号

和解の申立てについて

和解の申立てについて、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年4月18日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 和解の相手方

氏 名	住 所
■	■

2 和解の要旨

市営住宅の退去に際して、相手方に賃貸した市営住宅に損傷があり、原状回復義務に関する規定に基づき、相手方に住宅退去にかかる修繕費を請求したところ、分割納付の申し出があったことから、次のとおり修繕費の分割支払いについて、訴えの提起前に簡易裁判所に和解を申立てたものである。

- (1) 相手方は、申立人に対し、退去修繕費として1,536,700円の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人、相手方及び相手方の夫は、相手方の負担する債務を、相手方の夫が併存的に引き受けることに同意する。
- (3) 相手方及び相手方の夫は、申立人に対し、連帯して、第1項の金員を、次のとおり分割して申立人方に持参して支払う。
 - ア 令和4年6月から令和10年9月まで毎月末日限り、20,000円ずつ
 - イ 令和10年10月末日限り、16,700円
- (4) 相手方及び相手方の夫が第3項の分割金の支払いを1回でも怠ったときは、当然に同項の期限の利益を失う。
- (5) 第4項により期限の利益を失ったときは、相手方及び相手方の夫は、申立人に対し、連帯して、第1項の金員から既払額を控除した残額を直ちに支払う。
- (6) 和解費用は、各自の負担とする。

3 和解に関する取扱い

この和解に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

報告第4号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）
- 4 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

專決第 6 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年4月28日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和4年3月26日（土）午前9時頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市出石町福住1320番地 市営福住住宅内駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	841,500円
事故の概要	市営福住住宅の屋根瓦が強風に煽られ落下し、隣接する駐車場に駐車中の車両を損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

専決第 7 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

豊岡市条例第 19 号

（以下条例案のとおり）

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊岡市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 個人の市民税の寄附金税額控除について、公益社団法人及び公益財団法人に旧民法法人を含む規定を削ること。(第34条の7 関係)
- (2) 熱の損失の防止に資する改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置について、要件となる改修工事を追加すること。(附則第10条の3 関係)
- (3) 土地に係る固定資産税について、令和4年度に限り、商業地等に係る前年度の課税標準額に負担調整措置として加算する額を、評価額の5%から2.5%とすること。(附則第12条関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項、第3項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち市長が別に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(4) 略 (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(10) 略 2 略 (法人の市民税の申告納付)	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち市長が別に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(4) 略 (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____ _____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)～(10) 略 2 略 (法人の市民税の申告納付)

第48条 略	第48条 略
2～8 略	2～8 略
9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項及び施行規則</u> で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第62項及び施行規則</u> で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
10～14 略	10～14 略
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第69項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第71項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 略	16 略
附 則	附 則
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2 略	2 略
3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

4	法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	4	法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
5	法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	5	法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
6	法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	6	法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
7	法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	7	法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
8	法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	8	法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
9	法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	9	法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
10	法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	10	法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
11	法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	11	法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
12	法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	12	法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
13	法附則第15条第30項の条例で定める割合は3分の2とする。	13	法附則第15条第29項の条例で定める割合は3分の2とする。
14	法附則第15条第34項の条例で定める割合は2分の1とする。	14	法附則第15条第33項の条例で定める割合は2分の1とする。
15	法附則第15条第35項の条例で定める割合は3分の2とする。	15	法附則第15条第34項の条例で定める割合は3分の2とする。
16・17	略	16・17	略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)		(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	

第10条の3 略 2～7 略	第10条の3 略 2～7 略
8 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由	(1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
9 略	9 略
10 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	10 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日	(1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日

(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由	(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
11・12 略 (宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	11・12 略 (宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2～5 略	2～5 略

専決第 8 号

令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第21号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,244,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の廃止及び変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 地 方 譲 与 税		394,689	28,631	423,320
	1. 地方揮発油譲与税	80,459	12,588	93,047
	2. 自動車重量譲与税	250,809	15,227	266,036
	4. 森林環境譲与税	63,116	93	63,209
	5. 航空機燃料譲与税	305	723	1,028
3. 利 子 割 交 付 金		9,100	△1,241	7,859
	1. 利 子 割 交 付 金	9,100	△1,241	7,859
4. 配 当 割 交 付 金		57,862	21,626	79,488
	1. 配 当 割 交 付 金	57,862	21,626	79,488
5. 株式等譲渡所得割交付金		53,227	40,565	93,792
	1. 株式等譲渡所得割交付金	53,227	40,565	93,792
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		72,117	38,398	110,515
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	72,117	38,398	110,515
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,738,555	146,763	1,885,318
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,738,555	146,763	1,885,318
8. ゴルフ場利用税交付金		11,166	△107	11,059
	1. ゴルフ場利用税交付金	11,166	△107	11,059
10. 環 境 性 能 割 交 付 金		44,546	9,252	53,798
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	44,546	9,252	53,798
11. 地 方 特 例 交 付 金		427,080	△17,140	409,940
	1. 地 方 特 例 交 付 金	89,080	△18,547	70,533
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 交 付 金	338,000	1,407	339,407
12. 地 方 交 付 税		18,251,903	301,356	18,553,259
	1. 地 方 交 付 税	18,251,903	301,356	18,553,259
13. 交通安全対策特別交付金		11,096	△218	10,878
	1. 交通安全対策特別交付金	11,096	△218	10,878
16. 国 庫 支 出 金		8,649,044	227,000	8,876,044

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2. 国 庫 補 助 金	5,646,478	227,000	5,873,478
17. 県 支 出 金		3,164,093	△3,709	3,160,384
	2. 県 補 助 金	1,156,991	△3,709	1,153,282
18. 財 産 収 入		98,302	25,525	123,827
	2. 財 産 売 払 収 入	51,620	25,525	77,145
20. 繰 入 金		2,078,883	△101,302	1,977,581
	2. 基 金 繰 入 金	1,897,467	△101,302	1,796,165
22. 諸 収 入		1,636,170	26,308	1,662,478
	5. 雑 入	1,052,729	26,308	1,079,037
23. 市 債		4,239,300	△76,800	4,162,500
	1. 市 債	4,239,300	△76,800	4,162,500
歳 入 合 計		53,579,458	664,907	54,244,365

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		9,077,236	670,069	9,747,305
	1. 総 務 管 理 費	8,263,912	670,069	8,933,981
12. 公 債 費		6,924,428	△5,162	6,919,266
	1. 公 債 費	6,924,428	△5,162	6,919,266
歳 出 合 計		53,579,458	664,907	54,244,365

第2表 地方債補正

廃止

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助災害復旧事業費 〔農地農業用施設〕	100 〔100〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	100			

変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
鉄道交通対策事業費 〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	11,100 〔11,100〕	10,200 〔10,200〕
地域振興事業費 〔太鼓橋等〕	3,600 〔3,600〕	3,400 〔3,400〕
城崎国際アートセンター整備事業費 〔城崎国際アートセンター〕	20,200 〔20,200〕	18,700 〔18,700〕
子育て支援総合拠点等整備事業費 〔子育て支援総合拠点等〕	473,700 〔473,700〕	441,300 〔441,300〕
水道施設整備事業費 〔一般会計出資債〕	10,000 〔10,000〕	3,900 〔3,900〕
土地改良事業費 〔下鶴井地区〕	95,800 〔4,200〕	93,100 〔4,100〕
〔内町地区〕	〔8,400〕	〔8,200〕
〔蓼川堰〕	〔2,200〕	〔2,300〕
〔基幹農道長寿命化事業〕	〔23,800〕	〔24,700〕
〔農業用施設長寿命化事業〕	〔8,100〕	〔4,700〕
観光施設整備事業費 〔玄武洞公園〕	190,000 〔167,700〕	186,400 〔166,200〕
〔御所の湯ポケットパーク〕	〔5,000〕	〔3,500〕
〔竹野川湊館〕	〔11,400〕	〔10,800〕
内水処理施設整備事業費	350,000	349,800

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
〔 排 水 ポ ン プ 〕	〔 350,000 〕	〔 349,800 〕
土 木 管 理 事 業 費	35,500	35,400
〔 江 原 樋 管 〕	〔 3,500 〕	〔 4,300 〕
〔 宮 島 排 水 ポ ン プ 〕	〔 32,000 〕	〔 31,100 〕
道 路 整 備 事 業 費	205,500	204,200
〔 池 上 日 吉 線 〕	〔 66,500 〕	〔 66,400 〕
〔 大 規 模 舗 装 修 繕 事 業 〕	〔 58,900 〕	〔 58,400 〕
〔 道 路 維 持 事 業 〕	〔 64,200 〕	〔 64,100 〕
〔 風 早 線 〕	〔 9,900 〕	〔 9,800 〕
〔 鶴 岡 松 岡 線 〕	〔 6,000 〕	〔 5,500 〕
橋 り ょ う 整 備 事 業 費	332,100	331,900
〔 上 野 橋 〕	〔 106,400 〕	〔 106,300 〕
〔 橋 り ょ う 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 131,700 〕	〔 131,600 〕
除 雪 機 械 整 備 事 業 費	6,100	5,700
〔 除 雪 機 械 〕	〔 6,100 〕	〔 5,700 〕
消 雪 装 置 整 備 事 業 費	19,500	19,400
公 園 整 備 事 業 費	53,100	49,200
〔 公 園 施 設 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 53,100 〕	〔 49,200 〕
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	167,000	165,300
〔 消 火 栓 〕	〔 23,800 〕	〔 22,100 〕
公 立 小 学 校 整 備 事 業 費	248,400	234,300
〔 八 条 小 学 校 〕	〔 10,300 〕	〔 3,000 〕
〔 非 構 造 部 材 等 耐 震 化 事 業 〕	〔 238,100 〕	〔 231,300 〕
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	12,600	10,500
〔 出 石 多 目 的 ホ ー ル 〕	〔 12,600 〕	〔 10,500 〕
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 費	29,400	26,500
〔 豊 岡 総 合 体 育 館 〕	〔 17,300 〕	〔 16,700 〕
〔 日 高 小 学 校 夜 間 照 明 〕	〔 10,800 〕	〔 8,500 〕
単 独 災 害 復 旧 事 業 費	1,500	1,400

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
〔 農 地 農 業 用 施 設 〕	〔 1,500 〕	〔 1,400 〕
過 疎 対 策 事 業 費 (過疎地域持続的発展特別事業分)	131,300	129,100
計	4,239,200	4,162,500

令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 21 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	394,689	28,631	423,320
3. 利子割交付金	9,100	△1,241	7,859
4. 配当割交付金	57,862	21,626	79,488
5. 株式等譲渡所得割交付金	53,227	40,565	93,792
6. 法人事業税交付金	72,117	38,398	110,515
7. 地方消費税交付金	1,738,555	146,763	1,885,318
8. ゴルフ場利用税交付金	11,166	△107	11,059
10. 環境性能割交付金	44,546	9,252	53,798
11. 地方特例交付金	427,080	△17,140	409,940
12. 地方交付税	18,251,903	301,356	18,553,259
13. 交通安全対策特別交付金	11,096	△218	10,878
16. 国庫支出金	8,649,044	227,000	8,876,044
17. 県支出金	3,164,093	△3,709	3,160,384
18. 財産収入	98,302	25,525	123,827
20. 繰入金	2,078,883	△101,302	1,977,581
22. 諸収入	1,636,170	26,308	1,662,478
23. 市債	4,239,300	△76,800	4,162,500
歳入合計	53,579,458	664,907	54,244,365

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	9,077,236	670,069	9,747,305
3. 民 生 費	15,783,972	0	15,783,972
4. 衛 生 費	5,087,123	0	5,087,123
6. 農 林 水 産 業 費	1,668,141	0	1,668,141
7. 商 工 費	1,834,752	0	1,834,752
8. 土 木 費	6,372,078	0	6,372,078
9. 消 防 費	2,185,956	0	2,185,956
10. 教 育 費	4,195,784	0	4,195,784
11. 災 害 復 旧 費	12,248	0	12,248
12. 公 債 費	6,924,428	△5,162	6,919,266
歳 出 合 計	53,579,458	664,907	54,244,365

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	△36,300	2,884	703,485
	△900	△1,486	2,386
	△6,100		6,100
	△2,700		2,700
	△3,600	△40,000	43,600
227,000	△6,200		△220,800
	△1,700		1,700
	△19,100	△6,600	25,700
	△200		200
		△500	△4,662
227,000	△76,800	△45,702	560,409

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	80,459	12,588	93,047
計	80,459	12,588	93,047

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	250,809	15,227	266,036
計	250,809	15,227	266,036

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 森林環境譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 森 林 環 境 譲 与 税	63,116	93	63,209
計	63,116	93	63,209

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 航 空 機 燃 料 譲 与 税	305	723	1,028
計	305	723	1,028

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 利 子 割 交 付 金	9,100	△1,241	7,859
計	9,100	△1,241	7,859

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方揮発油譲与税	12,588	地方揮発油譲与税 12,588

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 自動車重量譲与税	15,227	自動車重量譲与税 15,227

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 森林環境譲与税	93	森林環境譲与税 93

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 航空機燃料譲与税	723	航空機燃料譲与税 723

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子割交付金	△1,241	利子割交付金 △1,241

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配当割交付金	57,862	21,626	79,488
計	57,862	21,626	79,488

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	53,227	40,565	93,792
計	53,227	40,565	93,792

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 法人事業税交付金	72,117	38,398	110,515
計	72,117	38,398	110,515

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方消費税交付金	1,738,555	146,763	1,885,318
計	1,738,555	146,763	1,885,318

(款) 8. ゴルフ場利用税交付金

(項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	11,166	△107	11,059
計	11,166	△107	11,059

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 配 当 割 交 付 金	21, 626	配当割交付金 21, 626

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 株式等譲渡所得割交付金	40, 565	株式等譲渡所得割交付金 40, 565

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 法人事業税交付金	38, 398	法人事業税交付金 38, 398

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方消費税交付金	146, 763	地方消費税交付金 146, 763

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. ゴルフ場利用税交付金	△107	ゴルフ場利用税交付金 △107

(款) 10. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	44,546	9,252	53,798
計	44,546	9,252	53,798

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	89,080	△18,547	70,533
計	89,080	△18,547	70,533

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	338,000	1,407	339,407
計	338,000	1,407	339,407

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	18,251,903	301,356	18,553,259
計	18,251,903	301,356	18,553,259

(款) 13. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	11,096	△218	10,878
計	11,096	△218	10,878

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 環境性能割交付金	9,252	環境性能割交付金 9,252

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	△18,547	地方特例交付金 △18,547

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,407	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,407

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方交付税	301,356	特別交付税 301,356

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 交通安全対策特別交付金	△218	交通安全対策特別交付金 △218

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 土木費国庫補助金	467,182	227,000	694,182
計	5,646,478	227,000	5,873,478

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	28,994	△3,709	25,285
計	1,156,991	△3,709	1,153,282

(款) 18. 財産収入

(項) 2. 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売却収入	49,027	11,843	60,870
2. 物品売却収入	1,870	1,182	3,052
3. 有価証券等売却収入	0	12,500	12,500
計	51,620	25,525	77,145

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	866,900	△55,600	811,300
2. 市債管理基金繰入金	276,038	△500	275,538
13. 地域振興基金繰入金	371,720	4,898	376,618
16. 公共施設整備基金繰入金	305,800	△10,100	295,700
17. 被災者生活再建支援基金繰入金	40,000	△40,000	0
計	1,897,467	△101,302	1,796,165

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 道路橋りょう費補助金	227,000	臨時道路除雪事業費補助金 227,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費補助金	△3,709	市町振興支援交付金 △3,709

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地売払収入	11,843	土地売払収入 11,843
1. 物品売払収入	1,182	不用物品売払収入 1,182
1. 有価証券等売払収入	12,500	有価証券等売払収入 12,500

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	△55,600	財政調整基金繰入金 △55,600
1. 市債管理基金繰入金	△500	市債管理基金繰入金 △500
1. 地域振興基金繰入金	4,898	地域振興基金繰入金 4,898
1. 公共施設整備基金繰入金	△10,100	公共施設整備基金繰入金 △10,100
1. 被災者生活再建支援基金繰入金	△40,000	被災者生活再建支援基金繰入金 △40,000

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 雑 入	1, 051, 893	26, 308	1, 078, 201
計	1, 052, 729	26, 308	1, 079, 037

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 債	580, 000	△35, 000	545, 000
4. 衛 生 債	11, 700	△6, 100	5, 600
6. 農 林 水 産 業 債	114, 700	△2, 700	112, 000
7. 商 工 債	190, 000	△3, 600	186, 400
8. 土 木 債	1, 263, 000	△6, 200	1, 256, 800

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 雑 入	26,308	兵庫県市町村振興協会市町交付金 38,808 清算金 △12,500 豊岡市土地開発公社清算金 △12,500

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 管 理 債	△35,000	鉄道交通対策事業債 △900 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 △900 地域振興事業債 △200 太鼓橋等 △200 城崎国際アートセンター整備事業債 △1,500 子育て支援総合拠点等整備事業債 △32,400
1. 保 健 衛 生 債	△6,100	水道施設整備事業債 △6,100 一般会計出資債 △6,100
1. 農 業 債	△2,700	土地改良事業債 △2,700 下鶴井地区 △100 内町地区 △200 蓼川堰 100 基幹農道長寿命化事業 900 農業用施設長寿命化事業 △3,400
1. 商 工 債	△3,600	観光施設整備事業債 △3,600 玄武洞公園 △1,500 御所の湯ポケットパーク △1,500 竹野川湊館 △600
1. 土 木 管 理 債	△300	内水処理施設整備事業債 △200 排水ポンプ △200 土木管理事業債 △100 江原樋管 800 宮島排水ポンプ △900
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△2,000	道路整備事業債 △1,300 池上日吉線 △100 大規模舗装修繕事業 △500 道路維持事業 △100 風早線 △100 鶴岡松岡線 △500 橋りょう整備事業債 △200 上野橋 △100 橋りょう長寿命化事業 △100 除雪機械整備事業債 △400 消雪装置整備事業債 △100
5. 都 市 計 画 債	△3,900	公園整備事業債 △3,900

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(土 木 債)			
9. 消 防 債	608,200	△1,700	606,500
10. 教 育 債	425,800	△19,100	406,700
11. 災 害 復 旧 債	1,600	△200	1,400
15. 過疎対策事業債（過疎地域持続的 発 展 特 別 事 業 分 ）	131,300	△2,200	129,100
計	4,239,300	△76,800	4,162,500

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
(都 市 計 画 債)		公園施設長寿命化事業	△3,900
1. 消 防 債	△1,700	消防防災施設整備事業債 消火栓	△1,700 △1,700
2. 小 学 校 債	△14,100	公立小学校整備事業債 八条小学校 非構造部材等耐震化事業	△14,100 △7,300 △6,800
5. 社 会 教 育 債	△2,100	社会教育施設整備事業債 出石多目的ホール	△2,100 △2,100
6. 保 健 体 育 債	△2,900	保健体育施設整備事業債 豊岡総合体育館 日高小学校夜間照明	△2,900 △600 △2,300
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	△200	補助災害復旧事業債 農地農業用施設 単独災害復旧事業債 農地農業用施設	△100 △100 △100 △100
1. 過疎対策事業債（過 疎地域持続的発展特 別 事 業 分 ）	△2,200	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	△2,200

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,070,459	0	2,070,459			△3,500	3,500
5. 財 産 管 理 費	1,884,464	670,069	2,554,533			△9,720	679,789
8. 公共交通対策費	336,851	0	336,851		△900		900
13. 城 崎 振 興 局 費	27,319	0	27,319		△200		200
32. 地域コミュニティ 推 進 費	385,956	0	385,956		△300		300
34. 地方創生推進事業 費	1,885,905	0	1,885,905		△34,900	16,104	18,796
計	8,263,912	670,069	8,933,981		△36,300	2,884	703,485

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 医療費助成事業費	334,126	0	334,126			△1,486	1,486
11. 健康福祉施設管理 費	116,688	0	116,688		△900		900
計	5,202,236	0	5,202,236		△900	△1,486	2,386

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 水 道 費	306,844	0	306,844		△6,100		6,100
計	4,594,548	0	4,594,548		△6,100		6,100

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
24. 積 立 金	670,069	基金管理費 【財政課・農林水産課・こども育成課】 670,069 財政調整基金積立金 100,000 市債管理基金積立金 570,280 森林環境基金積立金 △211
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 農 業 振 興 費	594,108	0	594,108				
5. 農 地 費	604,813	0	604,813		△2,700		2,700
計	1,450,655	0	1,450,655		△2,700		2,700

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	1,198,358	0	1,198,358			△40,000	40,000
9. 観光施設管理費	303,744	0	303,744		△3,600		3,600
計	1,834,752	0	1,834,752		△3,600	△40,000	43,600

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 内 水 処 理 費	350,000	0	350,000		△200		200
4. 排水機樋門管理費	81,584	0	81,584		△100		100
計	701,792	0	701,792		△300		300

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 道 路 維 持 費	408,410	0	408,410		△1,100		1,100
3. 道路新設改良費	149,025	0	149,025		△200		200
4. 雪 害 対 策 費	955,012	0	955,012	227,000	△500		△226,500

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 橋りょう維持費	342,099	0	342,099		△100		100
6. 橋りょう新設改良費	363,000	0	363,000		△100		100
計	2,421,752	0	2,421,752	227,000	△2,000		△225,000

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 公園管理費	105,916	0	105,916		△3,900		3,900
計	2,987,218	0	2,987,218		△3,900		3,900

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消防施設費	722,737	0	722,737		△1,700		1,700
計	2,185,956	0	2,185,956		△1,700		1,700

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 認定こども園費	184,294	0	184,294			△6,600	6,600
計	880,043	0	880,043			△6,600	6,600

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 小学校施設整備費	301,732	0	301,732		△14,100		14,100
計	880,667	0	880,667		△14,100		14,100

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 市民会館等管理費	94,948	0	94,948		△2,100		2,100
計	750,562	0	750,562		△2,100		2,100

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健体育総務費	135,520	0	135,520		△2,300		2,300
4. 体 育 館 費	54,769	0	54,769		△600		600
計	1,026,038	0	1,026,038		△2,900		2,900

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農林水産業施設災害復旧費	12,248	0	12,248		△200		200
計	12,248	0	12,248		△200		200

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 元 金	6,685,223	0	6,685,223			△500	500
2. 利 子	238,887	△5,162	233,725				△5,162
計	6,924,428	△5,162	6,919,266			△500	△4,662

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
22. 償還金、利子及び割 引 料	△5,162	市債利子 【財政課】 △2,162 市債利子 △2,162 一時借入金利子 【財政課】 △3,000 一時借入金利子 △3,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	35,266,845	32,433,342	3,643,100	△ 74,400
(1) 総 務	5,540,700	4,702,690	580,000	△ 35,000
(3) 衛 生	6,731,919	6,017,186	11,700	△ 6,100
(4) 農 林 水 産	1,045,582	996,294	125,900	△ 2,700
(5) 商 工	1,734,396	1,492,064	190,000	△ 3,600
(6) 土 木	7,478,743	7,083,294	1,514,700	△ 6,200
(7) 消 防	3,308,291	3,530,437	613,200	△ 1,700
(8) 教 育	8,846,928	8,303,927	607,600	△ 19,100
2. 災 害 復 旧 債	328,150	315,948	1,600	△ 200
(1) 農 林 水 産	87,083	81,588	1,600	△ 200
3. そ の 他 債	16,330,391	16,217,266	1,044,300	△ 2,200
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	440,400	436,868	131,300	△ 2,200
合 計	51,925,386	48,966,556	4,689,000	△ 76,800

(単位 千円)

増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当該年度中 元金償還見 込 額			
補正後の額		補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,568,700	5,147,515	30,928,927	△ 74,400	30,854,527
545,000	862,612	4,420,078	△ 35,000	4,385,078
5,600	737,153	5,291,733	△ 6,100	5,285,633
123,200	101,304	1,020,890	△ 2,700	1,018,190
186,400	248,294	1,433,770	△ 3,600	1,430,170
1,508,500	1,110,191	7,487,803	△ 6,200	7,481,603
611,500	548,651	3,594,986	△ 1,700	3,593,286
588,500	1,447,158	7,464,369	△ 19,100	7,445,269
1,400	30,176	287,372	△ 200	287,172
1,400	15,627	67,561	△ 200	67,361
1,042,100	1,507,532	15,754,034	△ 2,200	15,751,834
129,100	150,532	417,636	△ 2,200	415,436
4,612,200	6,685,223	46,970,333	△ 76,800	46,893,533

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	394,689	28,631	423,320
3	利 子 割 交 付 金	9,100	△ 1,241	7,859
4	配 当 割 交 付 金	57,862	21,626	79,488
5	株式等譲渡所得割交付金	53,227	40,565	93,792
6	法 人 事 業 税 交 付 金	72,117	38,398	110,515
7	地 方 消 費 税 交 付 金	1,738,555	146,763	1,885,318
8	ゴルフ場利用税交付金	11,166	△ 107	11,059
10	環 境 性 能 割 交 付 金	44,546	9,252	53,798
11	地 方 特 例 交 付 金	427,080	△ 17,140	409,940
12	地 方 交 付 税	18,251,903	301,356	18,553,259
13	交通安全対策特別交付金	11,096	△ 218	10,878
16	国 庫 支 出 金	8,649,044	227,000	8,876,044
17	県 支 出 金	3,164,093	△ 3,709	3,160,384
18	財 産 収 入	98,302	25,525	123,827
20	繰 入 金	2,078,883	△ 101,302	1,977,581
22	諸 収 入	1,636,170	26,308	1,662,478
23	市 債	4,239,300	△ 76,800	4,162,500
歳 入 合 計		53,579,458	664,907	54,244,365

(単位 千円)

主 な 内 容			
地方揮発油譲与税	12,588	自動車重量譲与税	15,227
森林環境譲与税	93	航空機燃料譲与税	723
地方特例交付金	△ 18,547	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,407
特別交付税	301,356		
臨時道路除雪事業費	227,000		
市町振興支援交付金	△ 3,709		
土地売却収入	11,843	不用物品売却収入	1,182
有価証券等売却収入	12,500		
財政調整基金	△ 55,600	市債管理基金	△ 500
地域振興基金	4,898	公共施設整備基金	△ 10,100
被災者生活再建支援基金	△ 40,000		
兵庫県市町村振興協会市町交付金	38,808	豊岡市土地開発公社清算金	△ 12,500
鉄道交通対策事業債	△ 900	地域振興事業債	△ 200
城崎国際アートセンター整備事業債	△ 1,500	子育て支援総合拠点等整備事業債	△ 32,400
水道施設整備事業債	△ 6,100	土地改良事業債	△ 2,700
観光施設整備事業債	△ 3,600	内水処理施設整備事業債	△ 200
土木管理事業債	△ 100	道路整備事業債	△ 1,300
橋りょう整備事業債	△ 200	除雪機械整備事業債	△ 400
消雪装置整備事業債	△ 100	公園整備事業債	△ 3,900
消防防災施設整備事業債	△ 1,700	公立小学校整備事業債	△ 14,100
社会教育施設整備事業債	△ 2,100	保健体育施設整備事業債	△ 2,900
補助災害復旧事業債（農地農業用施設）	△ 100	単独災害復旧事業債（農地農業用施設）	△ 100
過疎対策事業債 （過疎地域持続的発展特別事業分）	△ 2,200		

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	9,077,236	670,069	9,747,305
12	公 債 費	6,924,428	△ 5,162	6,919,266
歳 出 合 計		53,579,458	664,907	54,244,365

(単位 千円)

主 な 内 容			
基金管理費	670,069		
市債利子	△ 2,162	一時借入金利子	△ 3,000

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	7,102,317	△ 5,162	7,097,155
24	積 立 金	1,720,189	670,069	2,390,258
歳 出 合 計		53,579,458	664,907	54,244,365

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
9	公 債 費	6,924,110	△ 5,162	6,918,948
(1)	元 利 償 還 費	6,921,110	△ 2,162	6,918,948
(1)	利 子	235,887	△ 2,162	233,725
(2)	一 時 借 入 金 利 子	3,000	△ 3,000	0
10	積 立 金	1,720,189	670,069	2,390,258
歳 出 合 計		53,579,458	664,907	54,244,365

投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	鉄道交通対策事業費			△ 900		900
	城崎振興局プロジェクト事業費			△ 200		200
	観光事業費			△ 1,500		1,500
	子育て支援総合拠点等整備事業費			△ 32,400	16,323	16,077
小計				△ 35,000	16,323	18,677
農林水産業費	農業用施設管理費			△ 2,400		2,400
	基盤整備促進事業費			△ 300		300
小計				△ 2,700		2,700
商工費	竹野川湊館管理費			△ 600		600
	城崎観光施設管理費			△ 1,500		1,500
	玄武洞公園整備事業費			△ 1,500		1,500
小計				△ 3,600		3,600
土木費	内水処理事業費			△ 200		200
	排水機樋門管理費			△ 100		100
	道路維持事業費			△ 1,100		1,100
	池上日吉線道路改良事業費			△ 100		100
	風早線道路改良事業費			△ 100		100
	雪害対策事業費			△ 500		500
	橋りょう長寿命化事業費			△ 100		100
	上野橋整備事業費			△ 100		100
	公園施設長寿命化事業費			△ 3,900		3,900
小計				△ 6,200		6,200
消防費	消火栓管理費			△ 1,700		1,700
小計				△ 1,700		1,700
教育費	認定こども園整備事業費				△ 6,600	6,600
	学校施設整備事業費（小学校）			△ 14,100		14,100
	出石多目的ホール管理費			△ 2,100		2,100
	学校開放事業費			△ 2,300		2,300
	豊岡総合体育館管理費			△ 600		600
小計				△ 19,100	△ 6,600	25,700
合計				△ 68,300	9,723	58,577

※今回の補正予算分のみ掲載

<災害復旧事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業費			△ 200		200
合計				△ 200		200

※今回の補正予算分のみ掲載

地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
公共事業等債	土地改良事業	農地整備事業費負担金（下鶴井地区）（90%）	△ 100
		蓼川堰補修事業費負担金（90%）	100
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業（90%）	△ 100
	土地改良事業	農地整備事業（内町地区）（100%）	△ 100
小計			△ 200
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業（充当率100%）	公立小学校整備事業	非構造部材等耐震化事業	△ 6,800
小計			△ 6,800
災害復旧事業債	農林水産業施設補助災害復旧事業	農地農業用施設（90%）	△ 100
	農林水産業施設単独災害復旧事業	農地農業用施設（80%）	△ 100
小計			△ 200
学校教育施設等整備事業債（充当率100%）	公立小学校整備事業	八条小学校	△ 7,300
小計			△ 7,300
一般事業債（充当率100%）	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	△ 900
小計			△ 900
合併特例事業債（充当率95%）	子育て支援総合拠点等整備事業	子育て支援総合拠点等整備	△ 32,400
	観光施設整備事業	玄武洞公園整備	△ 1,500
	道路整備事業	池上日吉線整備	△ 100
	除雪機械整備事業	除雪機械整備	△ 200
	橋りょう整備事業	上野橋整備	△ 100
小計			△ 34,300
緊急防災・減災事業（充当率100%）	消防防災施設整備事業	消火栓整備	△ 1,700
	社会教育施設整備事業	出石多目的ホール整備事業	△ 2,100
小計			△ 3,800
公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）	土地改良事業	基幹農道長寿命化事業	900
		農業用施設長寿命化事業	△ 3,400

起債の種類	事業名	事業内容	補正予算 計上額
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%) (つづき)	公園整備事業	公園施設長寿命化事業	△ 3,900
	保健体育施設整備事業	豊岡総合体育館整備	△ 600
		日高小学校夜間照明整備	△ 2,300
小計			△ 9,300
緊急自然災害防止 対策債 (充当率100%)	内水処理施設整備事業	山田川流域内水対策事業	△ 200
	土木管理事業	宮島排水ポンプ	△ 900
		江原樋管整備	800
	道路整備事業	鶴岡松岡線整備	△ 500
小計			△ 800
辺地対策事業債 (充当率100%)	土地改良事業	農地整備事業（内町地区）	△ 100
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 100
小計			△ 200
過疎対策事業債 (充当率100%)	地域振興事業	太鼓橋整備	△ 200
	城崎アートセンター整備事業	城崎アートセンター整備	△ 1,500
	観光施設整備事業	御所の湯ポケットパーク整備	△ 1,500
		竹野川湊館整備	△ 600
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 400
		風早線整備	△ 100
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 100
	除雪機械整備事業	除雪機械整備	△ 200
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 100
小計			△ 4,700
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道会計負担金（城崎・港給水区配水施設整備等）	△ 6,100
小計			△ 6,100
過疎対策事業債 （過疎地域持続的発展特別事業分） （充当率100%）			△ 2,200
小計			△ 2,200
合計			△ 76,800

※今回の補正予算分のみ掲載

専決第9号

令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,098,407千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月30日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		6,367,584	180,343	6,547,927
	1. 県補助金	6,367,584	180,343	6,547,927
歳入合計		8,918,064	180,343	9,098,407

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		5, 895, 163	180, 343	6, 075, 506
	1. 療 養 諸 費	4, 990, 427	180, 343	5, 170, 770
歳 出 合 計		8, 918, 064	180, 343	9, 098, 407

令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 5 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	6,367,584	180,343	6,547,927
歳入合計	8,918,064	180,343	9,098,407

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費	5, 895, 163	180, 343	6, 075, 506
歳 出 合 計	8, 918, 064	180, 343	9, 098, 407

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
180,343			
180,343	0	0	0

2. 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 保 険 給 付 費 等 交 付 金	6,367,584	180,343	6,547,927
計	6,367,584	180,343	6,547,927

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 普 通 交 付 金	180,343	普通交付金 180,343

3. 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者療養 給 付 費	4,946,665	180,343	5,127,008	180,343			
計	4,990,427	180,343	5,170,770	180,343			

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18. 負担金、補助及び交 付 金	180,343	保険給付事業費 【市民課】 療養給付費	180,343 180,343

報告第5号

令和3年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	4,966,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	670,921,000
	3. 児童福祉費	児童手当支給事務費	3,025,000
		保育所管理費	7,839,000
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	10,011,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種事業	285,833,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業	29,035,000
		担い手確保・経営強化支援事業	7,250,000
		基盤整備促進事業	52,000,000
		地籍調査事業	66,244,000
7. 商工費	1. 商工費	住宅等改修支援事業	10,000,000
		ステップアップ支援事業	10,000,000
		玄武洞公園整備事業	125,881,000
8. 土木費	1. 土木管理費	内水処理事業	106,160,000
		排水機樋門管理費	32,000,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	140,142,000
		市単独事業	4,000,000
		池上日吉線道路改良事業	69,114,000
		風早線道路改良事業	12,204,000
		橋りょう長寿命化事業	175,780,000
		栃江橋整備事業	99,600,000
		上野橋整備事業	104,013,000
		生活道路排水路整備事業	6,300,000
	3. 河川費	河川改良事業	5,000,000

(単位:円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
4,966,000	0	4,580,000	0	0	386,000
568,821,000	0	568,821,000	0	0	0
3,025,000	0	3,025,000	0	0	0
7,839,000	0	0	0	0	7,839,000
10,011,000	0	10,011,000	0	0	0
285,833,000	0	285,819,000	0	14,000	0
26,453,000	0	26,453,000	0	0	0
7,250,000	0	7,250,000	0	0	0
50,000,000	0	50,000,000	0	0	0
66,244,000	0	47,703,000	0	0	18,541,000
10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
125,881,000	9,500,000	0	116,300,000	0	81,000
70,283,000	0	0	70,200,000	0	83,000
31,192,000	0	0	31,100,000	0	92,000
133,396,000	0	56,767,750	50,100,000	0	26,528,250
4,000,000	0	0	0	0	4,000,000
69,114,000	0	0	65,600,000	0	3,514,000
12,204,000	0	5,008,000	7,100,000	0	96,000
165,315,000	0	72,951,650	79,600,000	0	12,763,350
92,422,000	0	28,242,295	60,900,000	0	3,279,705
84,672,000	0	40,998,948	41,400,000	0	2,273,052
5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
5,000,000	0	0	5,000,000	0	0

款	項	事業名	金額
8. 土木費 (つ づ き)	5. 都市計画費	We ぶ ら ざ 整 備 事 業	28,200,000
		公 園 施 設 長 寿 命 化 事 業	36,000,000
9. 消 防 費	1. 消 防 費	消 火 栓 管 理 費	1,000,000
10. 教 育 費	2. 小 学 校 費	学 校 施 設 管 理 費	2,677,000
		学 校 施 設 整 備 事 業	149,723,000
	3. 中 学 校 費	学 校 施 設 管 理 費	2,215,000
		学 校 施 設 整 備 事 業	5,801,000
	5. 社 会 教 育 費	図 書 館 管 理 費	3,850,000
		出 石 多 目 的 ホ ー ル 管 理 費	6,918,000
11. 災 害 復 旧 費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	6,752,000
計			2,280,454,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	一般財源
28,156,000	0	0	25,300,000	0	2,856,000
36,000,000	0	18,000,000	18,000,000	0	0
1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
2,677,000	0	970,000	0	0	1,707,000
149,723,000	0	47,193,000	88,300,000	0	14,230,000
2,215,000	0	974,000	0	0	1,241,000
5,801,000	0	1,933,000	3,800,000	0	68,000
3,850,000	0	0	0	0	3,850,000
6,918,000	0	0	6,900,000	0	18,000
4,607,000	0	4,514,000	0	20,000	73,000
2,089,868,000	9,500,000	1,281,214,643	670,600,000	34,000	128,519,357

令和4年6月3日 提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

報告第6号

令和3年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度豊岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたふ加資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計負担金	工事負担金	その他			
第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	配水施設整備事業 給配水管布設替等 施設整備	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			490,300,000	0	490,300,000	438,000,000	700,000	0	51,600,000	0	0	
			28,950,000	0	28,950,000	15,200,000	700,000	0	13,050,000	0	0	
			461,350,000	0	461,350,000	422,800,000	0	0	38,550,000	0	0	
		計	490,300,000	0	490,300,000	438,000,000	700,000	0	51,600,000	0	0	

報告第7号

令和3年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度豊岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金			
第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	公共下水道事業	373,415,000	142,967,649	230,447,351	110,100,000	109,499,418	0	10,847,933	0	
		田鶴野汚水調整池整備事業	8,217,000	3,200,000	5,017,000	2,500,000	2,508,500	0	8,500	0	
		奈佐汚水調整池整備事業	33,650,000	0	33,650,000	16,800,000	16,775,000	0	75,000	0	
		戸島汚水調整池整備事業	11,000,000	0	11,000,000	5,500,000	5,500,000	0	0	0	
		山田川・福田雨水幹線整備事業	227,854,000	139,767,649	88,086,351	38,800,000	38,569,026	0	10,717,325	0	
		マンホールポンプ長寿命化対策事業	92,694,000	0	92,694,000	46,500,000	46,146,892	0	47,108	0	
		特定環境保全公共下水道事業	1,693,900,000	743,812,666	950,087,334	467,800,000	481,640,656	0	646,678	0	
		日野辺汚水調整池整備事業	90,431,000	19,300,000	71,131,000	35,600,000	35,465,100	0	65,900	0	
		寺坂汚水調整池整備事業	15,895,000	6,300,000	9,595,000	4,700,000	4,797,500	0	97,500	0	
		上野・桐野汚水調整池整備事業	40,800,000	0	40,800,000	20,400,000	20,350,000	0	50,000	0	
		水石汚水調整池整備事業	98,470,000	15,200,000	83,270,000	41,700,000	41,485,000	0	85,000	0	
		三方汚水調整池整備事業	211,724,000	85,600,000	126,124,000	63,100,000	62,811,919	0	212,081	0	
		清滝浄化センター長寿命化対策事業	766,580,000	301,178,364	465,401,636	233,000,000	232,325,004	0	76,632	0	
		竹野浄化センター長寿命化対策事業	470,000,000	316,234,302	153,765,698	69,300,000	84,406,133	0	59,565	0	
		計	2,067,315,000	886,780,315	1,180,534,685	577,900,000	591,140,074	0	11,494,611	0	

第48号議案

物件購入契約の締結について

消防団に配備する小型動力ポンプ積載車等の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。

よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 小型動力ポンプ積載車等の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 29,920,000円
小型動力ポンプ積載車2台（日高2台）
小型動力ポンプ3台（竹野2台、日高1台） |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県鳥取市古海356番地1
株式会社 吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷 勇一郎 |
| （備考）納入期限 | 令和5年3月24日 |
| 主な仕様 | 小型動力ポンプ積載車：4WD、電動油圧式昇降装置付
小型動力ポンプ：ポンプ性能B2級 |

第49号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

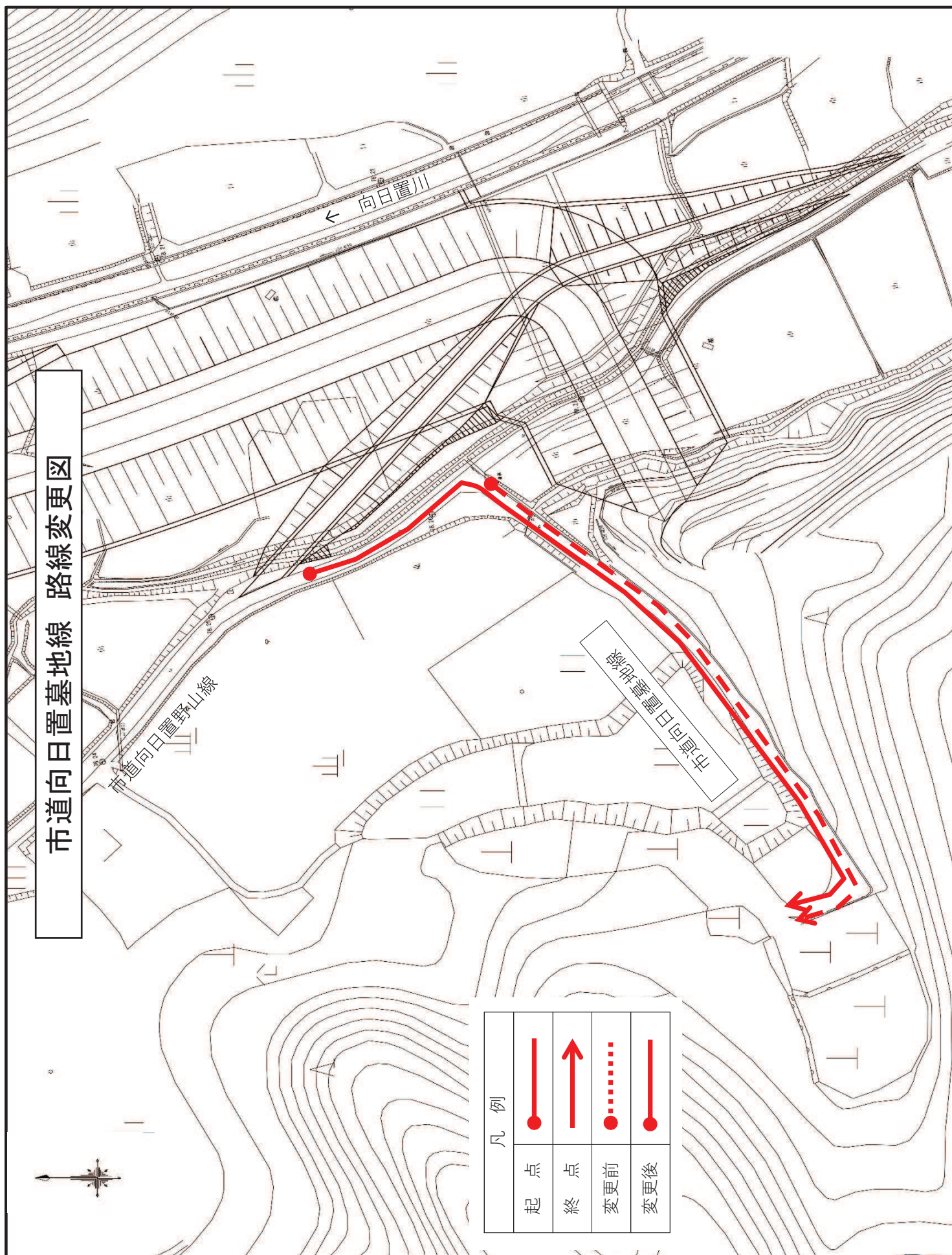
記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点		主な 経過地
		旧	新	
1	向日置墓地線	豊岡市日高町日置字法尺谷539番1 地先	豊岡市日高町日置字法尺谷25番1 地先	
		豊岡市日高町日置字法尺谷535番2	豊岡市日高町日置字法尺谷25番1 地先	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地	備考
1	向日置墓地線	旧	142.2	2.0	9.0		
		新	191.2	2.0	9.0		



第50号議案

物件購入契約の締結について

除雪グレーダ3.1m級（道路維持作業車）の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 除雪グレーダ3.1m級（道路維持作業車）の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 22,121,990円
(除雪グレーダ1台 日高) |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市日高町松岡178番地の1
日交車輛整備 有限会社
代表取締役 長谷川 冬彦 |
| (備考) 納入期限 | 令和5年1月31日 |
| 主な仕様 | 除雪グレーダ
3.1mブレード
スカリファイヤ |

第51号議案

物件購入契約の締結について

豊岡市有償旅客運送（市営バス「イナカー」）車両の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 豊岡市有償旅客運送（市営バス「イナカー」）車両の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 20,586,272円
(中型バス1台 但東) |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市木内字大坪225番地1
実咲自動車工業株式会社
代表取締役 森本 英明 |
| (備考) 納入期限 | 令和5年2月28日（火） |
| 主な仕様 | 日野メルファ（44人乗り）
有償旅客運送事業対応特別仕様 |

第52号議案

物件購入契約の締結について

豊岡消防署日高分署に配備する消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 豊岡消防署日高分署消防ポンプ自動車の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 54,340,000円 |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県鳥取市古海356番地1
株式会社 吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷 勇一郎 |
| (備考) 納入期限 | 令和5年2月28日 |
| 主な仕様 | 消防ポンプ自動車CD-I型
4WD
ポンプ性能A-2級
水槽800ℓ 積載 |

第53号議案

物件購入契約の締結について

小学校で使用する学習用端末の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 小学校学習用端末購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 31,130,000円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市日高町浅倉27番地
株式会社システムリサーチ
代表取締役 山田 良作 |
| (備考) 納入期限 | 令和4年9月30日 |
| 納入場所 | 豊岡市役所、小学校25校 |
| 主な物品 | 児童用iPad 592台
教員用iPad 18台 |

第54号議案

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

地方税法の改正に伴い、市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長すること等の規定を整備するため。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例

(豊岡市市税条例の一部改正)

第1条 豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の右に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の右に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の右に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の右に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の

所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条を削る。

(豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和3年豊岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち豊岡市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊岡市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中豊岡市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第5項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中豊岡市市税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の右に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3の改正規定（「事項の証明書」の右に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）並びに次項並びに附則第6項及び第7項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例第18条の4（地方税法

（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

- 3 第1条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、令和5年1月1日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の豊岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和5年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、令和5年1月1日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 7 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 固定資産課税台帳に関し、その閲覧若しくはその記載事項の証明書の交付又は納税証明書の交付をする場合の手数料について、閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳に地方税法の閲覧等の特例による住所に代わる事項が記載されている場合においても徴収すること。（第18条の4、第73条の2、第73条の3関係）

イ 個人の市民税における特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税について、確定申告書等の記載により行うこと。（第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3関係）

ウ 市民税の申告書の提出を要しない者を定めるただし書の規定について、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者の配偶者特別控除額に関する要件を見直すこと。（第36条の2関係）

エ 給与所得者の扶養親族等申告書について、その記載事項に対象となる配偶者の氏名を追加すること。（第36条の3の2関係）

オ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定配偶者を有する者の申告義務を追加し、その申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加すること。（第36条の3の3関係）

カ 個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除について、対象を居住年が令和7年までのものとし、適用期限を令和20年度まで延長すること。（附則第7条の3の2関係）

キ その他所要の規定の整理を行うこと。

(2) 豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

第1条の豊岡市市税条例の一部改正による扶養親族等申告書に係る規定の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

(1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。（改正条例附則第1項関係）

(2) 納税証明書の交付について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（改正条例附則第2項関係）

(3) 市民税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（改正条例附則第3項から第5項関係）

- (4) 固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書
の交付について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(改正
条例附則第 6 項、第 7 項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 手数料は、豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）第2条の規定による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。 (所得割の課税標準) 第33条 略 2・3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の 手数料は、豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）第2条の規定による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。 (所得割の課税標準) 第33条 略 2・3 略 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
5 略	5 略
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書を含む。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書 に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書 に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の

基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の分の<u>個人の県民税</u>若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の<u>末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
3 略	3 略
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>	第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得</u>

____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書の規定</u>により、市長の定める様式による。	金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書の規定</u>により、市長の定める様式による。
3～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)	3～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略

(2) 略 (3) 略 2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名 (3) 略 (4) 略 2～5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、 扶養親族 （控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次

に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 2～5 略 (特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 の閲覧の手数料 は、豊岡市手数料条例第2条の規定による。 ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されて	に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 略 (4) 略 2～5 略 (特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、豊岡市手数料条例第2条の規定による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されて
--	---

いる事項の証明書 の交付 手数料は、豊岡市手数料条例第2条の規定による。	いる事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、豊岡市手数料条例第2条の規定による。
附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 略	附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 略
第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の3 略	2 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の3 略
2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に	2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。	
(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合 (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。	3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略	3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 <u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住</u>

宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の2 略 2・3 略	第20条の2 略 2・3 略
4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき、適用する。</u>
5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の3 略 2・3 略	第20条の3 略 2・3 略

4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u>
5 略	5 略
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）であって、当該条約適用配当等に係る所得	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた年分の<u>所得税に係る</u> 同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 であって、当該条約適用配当等に係る所得

の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（豊岡市市税条例の一部改正） 第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改める。 （後略） 附 則 （市民税に関する経過措置） 2 略 3 新条例の規定中<u>個人の市民税に関する部分</u> <u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u>	（豊岡市市税条例の一部改正） 第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の右に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。 （後略） 附 則 （市民税に関する経過措置） 2 略 3 新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第55号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

国民健康保険税の税率の改定等を行うため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.59」を「100分の5.45」に改める。

第4条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条中「100分の6.74」を「100分の4.34」に改める。

第5条中「2万1,900円」を「2万2,400円」に改める。

第5条の2各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に、「1万6,100円」を「1万5,500円」に改め、同条第2号中「8,050円」を「7,750円」に改め、同条第3号中「1万2,075円」を「1万1,625円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.79」を「100分の2.71」に改める。

第7条中「100分の3.32」を「100分の2.17」に改める。

第7条の2中「1万300円」を「1万600円」に改める。

第7条の3各号列記以外の部分中「それぞれ」を削り、同条第1号中「7,600円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,475円」に改める。

第8条中「100分の2.41」を「100分の2.51」に改める。

第9条中「100分の4.34」を「100分の3.06」に改める。

第9条の2中「1万2,000円」を「1万3,000円」に改める。

第9条の3中「6,100円」を「6,700円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「それぞれ」を削る。

第21条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号

ア中「1万5,330円」を「1万5,680円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,270円」を「1万850円」に改め、同号イ(イ)中「5,635円」を「5,425円」に改め、同号イ(ウ)中「8,453円」を「8,138円」に改め、同号ウ中「7,210円」を「7,420円」に改め、同号エ(ア)中「5,320円」を「5,110円」に改め、同号エ(イ)中「2,660円」を「2,555円」に改め、同号エ(ウ)中「3,990円」を「3,833円」に改め、同号オ中「8,400円」を「9,100円」に改め、同号カ中「4,270円」を「4,690円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「1万950円」を「1万1,200円」に改め、同号イ(ア)中「8,050円」を「7,750円」に改め、同号イ(イ)中「4,025円」を「3,875円」に改め、同号イ(ウ)中「6,038円」を「5,813円」に改め、同号ウ中「5,150円」を「5,300円」に改め、同号エ(ア)中「3,800円」を「3,650円」に改め、同号エ(イ)中「1,900円」を「1,825円」に改め、同号エ(ウ)中「2,850円」を「2,738円」に改め、同号オ中「6,000円」を「6,500円」に改め、同号カ中「3,050円」を「3,350円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「4,380円」を「4,480円」に改め、同号イ(ア)中「3,220円」を「3,100円」に改め、同号イ(イ)中「1,610円」を「1,550円」に改め、同号イ(ウ)中「2,415円」を「2,325円」に改め、同号ウ中「2,060円」を「2,120円」に改め、同号エ(ア)中「1,520円」を「1,460円」に改め、同号エ(イ)中「760円」を「730円」に改め、同号エ(ウ)中「1,140円」を「1,095円」に改め、同号オ中「2,400円」を「2,600円」に改め、同号カ中「1,220円」を「1,340円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,360円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,600円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第4項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第16項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を65万円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円とすること。(第2条関係)
- (2) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の5.45とすること。(第3条関係)
- (3) 基礎課税額に係る資産割額の税率を100分の4.34とすること。(第4条関係)
- (4) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を2万2,400円とすること。(第5条関係)
- (5) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を1万5,500円とし、特定世帯の世帯別平等割額を7,750円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万1,625円とすること。(第5条の2関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の2.71とすること。(第6条関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の税率を100分の2.17とすること。(第7条関係)
- (8) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1万600円とすること(第7条の2関係)
- (9) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を7,300円とし、特定世帯の世帯別平等割額を3,650円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を5,475円とすること。(第7条の3関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.51とすること。(第8条関係)
- (11) 介護納付金課税額に係る資産割額の税率を100分の3.06とすること。(第9条関係)
- (12) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万3,000円とすること。(第9条の2関係)
- (13) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を6,700円とすること。(第9条の3関係)
- (14) 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額等に応じて定めること及び国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における被保険者均等割の軽減額について規定すること。(第21条関係)
- (15) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、納期限が令和5年3月31日までのものに適用を延長すること。(附則第16項関係)

(16) その他所要の規定の整備をすること。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例附則第16項の規定は、令和4年4月1日から適用すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.59</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る____資産割額)	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.45</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の資産割額</u>)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.74</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万1,900円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める額</u>とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条 <u>において同じ。</u>）において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条 <u>において同じ。</u>）以外の世帯 <u>1万6,100円</u> (2) 特定世帯 <u>8,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万2,075円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.34</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、<u>当該各号に定める額</u>とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>1万5,500円</u> (2) 特定世帯 <u>7,750円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万1,625円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
--	--

第6条 第2条第3項の所得割額は、 基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.79</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)	第6条 第2条第3項の所得割額は、 基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.71</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)
第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の3.32</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の2.17</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1万300円</u> とする。	第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1万600円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 <u>それぞれ</u> 当該各号に定める額とする。	第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 <u>当該各号に定める額とする</u> 。
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600円</u>	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u>
(2) 特定世帯 <u>3,800円</u>	(2) 特定世帯 <u>3,650円</u>
(3) 特定継続世帯 <u>5,700円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>5,475円</u>
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.41</u> を乗じて算定する。	第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.51</u> を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)	(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)
第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の4.34</u> を乗じて算定する。	第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の3.06</u> を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,100円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 略 (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) 第19条 次の各号に掲げる者について、<u>それぞれ</u>当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合には、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 (1)～(3) 略 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,700円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の国民健康保険税の額</u>とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 略 (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) 第19条 次の各号に掲げる者について、<u>当該各号</u>に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合には、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 (1)～(3) 略 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か
---	--

ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人 について <u>1万5,330円</u>	ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人 について <u>1万5,680円</u>
イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,270円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,635円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,453円</u>	イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万850円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,425円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,138円</u>
ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,210円</u>	ウ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,420円</u>
エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,660円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,990円</u>	エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,555円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,833円</u>
オ <u>介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</u> 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,400円</u>	オ <u>介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</u> 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,100円</u>
カ <u>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</u> 1世帯について <u>4,270円</u>	カ <u>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額</u> 1世帯について <u>4,690円</u>
(2) <u>法第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保	(2) <u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保</u>

除の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について <u>1万1,200円</u>	除の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について <u>1万950円</u>
イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,750円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,875円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,813円</u>	イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>4,025円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>6,038円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について <u>5,300円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について <u>5,150円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,825円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,738円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,900円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,850円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1

人について <u>6,000円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,050円</u>	人について <u>6,500円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3,350円</u>
(3) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>4,380円</u>	(3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>4,480円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,220円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,610円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,415円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,100円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,550円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,325円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>2,060円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>2,120円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520円</u> (イ) 特定世帯 <u>760円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,140円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u> (イ) 特定世帯 <u>730円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,095円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,400円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,600円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,220円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,340円</u>
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,360円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,600円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,960円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万1,200円</u>	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,360円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,600円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,960円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万1,200円</u>
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保	(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等)をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。)及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の5の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における

る第3条、第6条、第8条及び第21条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一

る第3条、第6条、第8条及び第21条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一

般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物

般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物

取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得	12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得

金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

のは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条
____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当
等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定
同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地
方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等
実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子
等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する
場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用
については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第
2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法
律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第
10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2
項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金
額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約
適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と
あるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の
2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条____中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実
施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とす
る。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

のは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条
____1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当
等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定
同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地
方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等
実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子
等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する
場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用
については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第
2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法
律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第
10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2
項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金
額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約
適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と
あるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の
2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条____1項中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実
施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とす
る。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）	同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）
16 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第	16 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第

23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。	
23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。	23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。

第56号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について、減額又は免除ができるようにするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。
附則第5条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第5条の規定は、
令和4年4月1日から適用する。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の令和4年度分の介護保険料について、引き続き減額又は免除ができるように改めること。(附則第5条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第5条の規定は、令和4年4月1日から適用すること。

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第5条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合）にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。 (1)・(2) 略	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第5条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合）にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。 (1)・(2) 略

第57号議案

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例を廃止する条例制定について

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業の完了のため。

豊岡市条例第 号

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

豊岡都市計画事業稲葉川土地区画整理事業施行条例(平成19年豊岡市条例第43号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第58号議案

豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

水道料金の改定を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市給水条例の一部を改正する条例

豊岡市給水条例（平成17年豊岡市条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第28条関係）

基本料金（1月につき）		従量料金（1 m ³ につき）				
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	公衆浴場	豊岡中核工業団地	城崎町湯島財産区営浴場
13mm	1,056円	10m ³ までの分	82.5円	77円	82.5円	143円
20mm	2,090円	10m ³ を超え20m ³ までの分	137.5円			
25mm	4,257円	20m ³ を超え30m ³ までの分	143円			
40mm	14,850円	30m ³ を超え50m ³ までの分	154円			
50mm	23,210円	50 m ³ を超え100 m ³ までの分	214.5円			
75mm	60,830円	100 m ³ を超え る分	220円			
100mm	114,950円					
125 mm以上	管理者が別に定める額					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市給水条例別表第2の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が令和5年4月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

豊岡市給水条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

水道料金を規定する別表第 2 を改めること。(別表第 2 関係)

2 附則

(1) この条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。(附則第 1 項関係)

(2) この条例の施行に係る水道料金に関する経過措置を定めること。(附則第 2 項、附則第 3 項関係)

豊岡市給水条例新旧対照表

現行		改正後（案）				
別表第2（第28条関係）		別表第2（第28条関係）				
基本料金（1月につき）		基本料金（1月につき）		従量料金（1m ³ につき）		
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	公衆浴場	豊岡中核地帯工業団地	
13mm	704円	10m ³ までの分	66円	71.5円	77円	132円
20mm	1,408円	10m ³ を超え20m ³ までの分	132円			
25mm	2,860円	20m ³ を超え30m ³ までの分	137.5円			
40mm	10,010円	30m ³ を超え50m ³ までの分	154円			
50mm	15,620円	50m ³ を超え100m ³ までの分	214.5円			
75mm	40,700円	100m ³ を超える	220円			
100mm	77,000円					
125mm	以管理者が					
上	別に定める額					

基本料金（1月につき）		基本料金（1月につき）		従量料金（1m ³ につき）		
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	公衆浴場	豊岡中核地帯工業団地	
13mm	1,056円	10m ³ までの分	82.5円	77円	82.5円	143円
20mm	2,090円	10m ³ を超え20m ³ までの分	137.5円			
25mm	4,257円	20m ³ を超え30m ³ までの分	143円			
40mm	14,850円	30m ³ を超え50m ³ までの分	154円			
50mm	23,210円	50m ³ を超え100m ³ までの分	214.5円			
75mm	60,830円	100m ³ を超える	220円			
100mm	114,950円					
125mm	以管理者が					
上	別に定める額					

第59号議案

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費の支払額並びに選挙長、投票管理者、投票立会人等の報酬額を見直すため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年豊岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

(豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1回	10,300円
投票所の投票管理者	1回	12,200円
期日前投票所の投票管理者	1回	10,800円
開票管理者	1回	10,300円
投票所の投票立会人	1回	10,400円
期日前投票所の投票立会人	1回	9,200円
不在者投票施設の投票立会人	1回	10,400円
開票立会人	1回	8,500円
選挙立会人	1回	8,500円

」

を

選挙長	1 回	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に関 する法律(昭和25年法 律第179号) 第14条第 1 項各号に掲げる職 名の区分に応じ、当該 各号に定める額
投票所の投票管理者	日額	
期日前投票所の投票管理者	日額	
開票管理者	1 回	
投票所の投票立会人	日額	
期日前投票所の投票立会人	日額	
開票立会人	1 回	
選挙立会人	1 回	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に関 する法律第13条の 2 第 2 項に定める額
不在者投票施設の投票立会人	日額	

に、同表備考 1 中「期日前投票所の投票管理者がその開設時間が正規の開設時間に満たない期日前投票所で従事した場合又は投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人若しくは不在者投票施設の投票立会人の従事した時間が交替その他の事由により正規の従事時間に満たない場合の報酬の額については」を「投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人又は不在者投票施設の投票立会人の報酬の額は、投票所、期日前投票所若しくは投票施設の開設時間に短縮がある場合又は 1 日に従事する時間が交替その他の事由により 1 日に満たない場合においては」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第1条関係）

公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払額を引き上げること。（第4条、第9条、第10条、第13条関係）

- (2) 豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

選挙長、投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、選挙立会人等の報酬の額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める選挙長等が職務のために要する費用の額と同額とすること。（別表関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和4年7月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 改正後の豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）
- (3) 改正後の豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例によること。（附則第3項関係）

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）につき選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運	（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日ににおいて自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）につき選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運

動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなつたときは、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)	動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなつたときは、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)
ウ 略	ウ 略
(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)	(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)
第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。	第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。
(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)	(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)
第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合	第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合

には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払) 第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。 (1) 当該選挙のポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙のポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>57万3,030円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額	には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払) 第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。 (1) 当該選挙のポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。) (2) 当該選挙のポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額
---	--

豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員 ～ 福祉指導監査専門員	略	教育委員会委員 ～ 福祉指導監査専門員	略
選挙長	1回 10,300円	選挙長	1回 国会議員の選挙等の
投票所の投票管理者	1回 12,200円	投票所の投票管理者	日額 執行経費の基準に関
期日前投票所の投票管理者	1回 10,800円	期日前投票所の投票管理者	日額 する法律（昭和25年
開票管理者	1回 10,300円	開票管理者	1回 法律第179号）第14条
投票所の投票立会人	1回 10,400円	投票所の投票立会人	日額 第1項各号に掲げる
期日前投票所の投票立会人	1回 9,200円	期日前投票所の投票立会人	日額 職名の区分に応じ、
不在者投票施設の投票立会人	1回 10,400円		当該各号に定める額
開票立会人	1回 8,500円	開票立会人	1回
選挙立会人	1回 8,500円	選挙立会人	1回
		不在者投票施設の投票立会人	日額 国会議員の選挙等の
			執行経費の基準に関
			する法律第13条の2
			第2項に定める額
非常勤の嘱託員等 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属 する非常勤の職員	略	非常勤の嘱託員等 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属 する非常勤の職員	略

備考 1 期日前投票所の投票管理者がその開設時間が正規の開設時間に満たない期日前投票所で従事した場合は投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人若しくは不在者投票施設の投票立会人の報酬の額は、投票所、期日前投票所若しくは投票施設の開設時間に短縮がある場合又は1日に従事する時間が交替その他の事由により1日に満たない場合については、この表に定める額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。 2～4 略	備考 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人又は不在者投票施設の投票立会人の報酬の額は、投票所、期日前投票所若しくは投票施設の開設時間に短縮がある場合又は1日に従事する時間が交替その他の事由により1日に満たない場合については、この表に定める額の範囲内で選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。 2～4 略
---	--

第60号議案

令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度豊岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,809,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,003,066千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		5, 029, 059	586, 921	5, 615, 980
	2. 国 庫 補 助 金	2, 234, 250	586, 921	2, 821, 171
17. 県 支 出 金		3, 325, 346	16, 000	3, 341, 346
	2. 県 補 助 金	1, 357, 825	16, 000	1, 373, 825
20. 繰 入 金		2, 470, 417	6, 438	2, 476, 855
	2. 基 金 繰 入 金	2, 425, 581	6, 438	2, 432, 019
22. 諸 収 入		1, 525, 986	1, 200, 000	2, 725, 986
	5. 雑 入	943, 344	1, 200, 000	2, 143, 344
歳 入 合 計		46, 193, 707	1, 809, 359	48, 003, 066

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6, 876, 739	88, 582	6, 965, 321
	1. 総 務 管 理 費	6, 153, 490	88, 582	6, 242, 072
3. 民 生 費		13, 554, 268	141, 145	13, 695, 413
	3. 児 童 福 祉 費	5, 224, 849	141, 145	5, 365, 994
7. 商 工 費		1, 041, 556	1, 579, 632	2, 621, 188
	1. 商 工 費	1, 041, 556	1, 579, 632	2, 621, 188
歳 出 合 計		46, 193, 707	1, 809, 359	48, 003, 066

令和４年度豊岡市一般会計
補正予算（第２号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	5,029,059	586,921	5,615,980
17. 県支出金	3,325,346	16,000	3,341,346
20. 繰入金	2,470,417	6,438	2,476,855
22. 諸収入	1,525,986	1,200,000	2,725,986
歳入合計	46,193,707	1,809,359	48,003,066

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	6,876,739	88,582	6,965,321
3. 民 生 費	13,554,268	141,145	13,695,413
7. 商 工 費	1,041,556	1,579,632	2,621,188
歳 出 合 計	46,193,707	1,809,359	48,003,066

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
82,144			6,438
141,145			
379,632		1,200,000	
602,921	0	1,200,000	6,438

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費 国 庫 補 助 金	55,612	41,072	96,684
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	1,361,516	109,686	1,471,202
21. 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	207,000	436,163	643,163
計	2,234,250	586,921	2,821,171

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 商 工 費 県 補 助 金	3,164	16,000	19,164
計	1,357,825	16,000	1,373,825

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,557,264	6,438	1,563,702
計	2,425,581	6,438	2,432,019

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 雑 入	942,524	1,200,000	2,142,524
計	943,344	1,200,000	2,143,344

(単位 千円)

節		説	明	
区	分			金
1.	総務管理費補助金	41,072	デジタル田園都市国家構想推進交付金	41,072
3.	児童福祉費補助金	109,686	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	109,686
1.	地方創生臨時交付金	436,163	地方創生臨時交付金	436,163

(単位 千円)

節		説	明	
区	分			金
1.	商 工 費 補 助 金	16,000	商店街消費拡大支援事業費補助金	16,000

(単位 千円)

節		説	明	
区	分			金
1. 財政調整基金繰入金		6,438	財政調整基金繰入金	6,438

(単位 千円)

節		説	明		
区	分			金	額
3.	雑	入	1, 200, 000	プレミアム付商品券販売収入	1, 200, 000

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11. 情 報 管 理 費	316,748	88,582	405,330	82,144			6,438
計	6,153,490	88,582	6,242,072	82,144			6,438

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 児 童 福 祉 総 務 費	1,705,004	141,145	1,846,149	141,145			
計	5,224,849	141,145	5,365,994	141,145			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	625,144	1,529,000	2,154,144	329,000		1,200,000	

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8. 旅 費	366	D X 推進事業費 【D X ・行財政改革推進課】 88,582
12. 委 託 料	55,680	普通旅費 366
13. 使用料及び賃借料	2,092	業務委託料 55,680
17. 備 品 購 入 費	30,444	システム開発業務
		ネットワーク環境整備業務
		クラウド使用料 2,092
		事業用備品 30,444

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	4,221	人件費 6,517
3. 職 員 手 当 等	1,540	会計年度任用職員報酬 4,221
4. 共 済 費	756	パートタイム職員 4,221
10. 需 用 費	136	3人
11. 役 務 費	342	通勤手当 384
18. 負担金、補助及び交付金	134,150	時間外勤務手当 750
		期末手当 406
		健保、厚生年金保険料 756
		子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【社会福祉課・こども教育課】 134,628
		消耗品費 95
		印刷製本費 13
		修繕料 28
		通信運搬費 113
		手数料 229
		交付金 134,150
		子育て世帯生活支援特別給付金 134,150

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役 務 費	19,901	商工振興事業費 【環境経済課】 1,529,000
12. 委 託 料	1,485,099	通信運搬費 19,901
		業務委託料 1,485,099

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(商 工 振 興 費)							
5. 観 光 費	163,806	50,632	214,438	50,632			
計	1,041,556	1,579,632	2,621,188	379,632		1,200,000	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	24,000	プレミアム付商品券換金等業務 プレミアム付商品券購入引換券製作業務 プレミアム付商品券販売業務 補助金 24,000 商店街消費拡大支援事業費 24,000
12. 委 託 料	35,632	観光事業費 【大交流課】 24,963 事業委託料 9,963
18. 負担金、補助及び 交 付 金	15,000	市内周遊促進事業 補助金 15,000 反転攻勢支援事業費 15,000 海外戦略推進事業費 【大交流課】 25,669 事業委託料 25,669 機動的プロモーション事業

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(870) 873	1,143,914	3,087,478	1,978,652	6,210,044	1,201,314	7,411,358	
補正前	(867) 873	1,139,693	3,087,478	1,977,112	6,204,283	1,200,558	7,404,841	
比 較	(3) 0	4,221	0	1,540	5,761	756	6,517	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	102,396	40,486	117,939	1,368	12,605
	補正前	102,396	40,486	117,555	1,368	12,605
	比 較	0	0	384	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	202,450	32,740	9,962	103,727	700
	補正前	201,700	32,740	9,962	103,727	700
	比 較	750	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	818,281	487,198	48,800		
	補正前	817,875	487,198	48,800		
	比 較	406	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 799		2,927,655	1,717,290	4,644,945	959,110	5,604,055	
補正前	() 799		2,927,655	1,716,540	4,644,195	959,110	5,603,305	
比 較	() 0		0	750	750	0	750	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	102,396	40,486	68,661	1,368	12,605
	補正前	102,396	40,486	68,661	1,368	12,605
	比較	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	202,450	32,740	9,962	103,727	700
	補正前	201,700	32,740	9,962	103,727	700
	比較	750	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	606,197	487,198	48,800		
	補正前	606,197	487,198	48,800		
	比較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(870) 74	1,143,914	159,823	261,362	1,565,099	242,204	1,807,303	
補正前	(867) 74	1,139,693	159,823	260,572	1,560,088	241,448	1,801,536	
比較	(3) 0	4,221	0	790	5,011	756	5,767	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			49,278		
	補正前			48,894		
	比較			384		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	212,084				
	補正前	211,678				
	比較	406				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増 加 分	0		
		その他の増 減 分	0	0 千円	
職員手当	1,540	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増 減 分	1,540	通勤手当 384 千円 時間外勤務手当 750 千円 期末手当 406 千円	子育て世帯生活支援特別給付金事務に係るもの

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
16	国 庫 支 出 金	5,029,059	586,921	5,615,980
17	県 支 出 金	3,325,346	16,000	3,341,346
20	繰 入 金	2,470,417	6,438	2,476,855
22	諸 収 入	1,525,986	1,200,000	2,725,986
歳 入 合 計		46,193,707	1,809,359	48,003,066

(単位 千円)

主 な 内 容			
デジタル田園都市国家構想推進交付金	41,072	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	109,686
地方創生臨時交付金	436,163		
商店街消費拡大支援事業費	16,000		
財政調整基金	6,438		
プレミアム付商品券販売収入	1,200,000		

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	6,876,739	88,582	6,965,321
3	民 生 費	13,554,268	141,145	13,695,413
7	商 工 費	1,041,556	1,579,632	2,621,188
歳 出 合 計		46,193,707	1,809,359	48,003,066

(単位 千円)

主 な 内 容			
D X 推進事業費	88,582		
人件費	6,517	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	134,628
商工振興事業費	1,529,000	観光事業費	24,963
海外戦略推進事業費	25,669		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,353,128	4,221	1,357,349
3	職 員 手 当 等	2,032,881	1,540	2,034,421
4	共 済 費	1,245,819	756	1,246,575
8	旅 費	69,749	366	70,115
10	需 用 費	1,584,084	136	1,584,220
11	役 務 費	412,547	20,243	432,790
12	委 託 料	4,507,694	1,576,411	6,084,105
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	299,116	2,092	301,208
17	備 品 購 入 費	344,856	30,444	375,300
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,489,328	173,150	10,662,478
歳 出 合 計		46,193,707	1,809,359	48,003,066

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,218,341	6,133	8,224,474
2	物 件 費	6,379,879	1,630,076	8,009,955
5	補 助 費 等	9,461,166	173,150	9,634,316
歳 出 合 計		46,193,707	1,809,359	48,003,066

第61号議案

令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度豊岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,139,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		5,615,980	44,519	5,660,499
	1. 国 庫 負 担 金	2,755,610	3,590	2,759,200
	2. 国 庫 補 助 金	2,821,171	40,929	2,862,100
17. 県 支 出 金		3,341,346	50,192	3,391,538
	1. 県 負 担 金	1,687,368	17,205	1,704,573
	2. 県 補 助 金	1,373,825	23,827	1,397,652
	3. 委 託 金	280,153	9,160	289,313
19. 寄 附 金		1,021,000	100	1,021,100
	1. 寄 附 金	1,021,000	100	1,021,100
20. 繰 入 金		2,476,855	50,940	2,527,795
	2. 基 金 繰 入 金	2,432,019	50,940	2,482,959
22. 諸 収 入		2,725,986	△28,000	2,697,986
	5. 雑 入	2,143,344	△28,000	2,115,344
23. 市 債		2,804,900	18,300	2,823,200
	1. 市 債	2,804,900	18,300	2,823,200
歳 入 合 計		48,003,066	136,051	48,139,117

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,965,321	4,674	6,969,995
	1. 総 務 管 理 費	6,242,072	△1,266	6,240,806
	3. 戸籍住民基本台帳費	224,217	346	224,563
	4. 選 挙 費	73,333	5,444	78,777
	5. 統 計 調 査 費	1,814	150	1,964
3. 民 生 費		13,695,413	46,417	13,741,830
	1. 社 会 福 祉 費	4,070,176	42,153	4,112,329
	2. 老 人 福 祉 費	3,409,218	4,264	3,413,482
4. 衛 生 費		4,865,211	△5,824	4,859,387
	1. 保 健 衛 生 費	4,235,643	△1,243	4,234,400
	2. 清 掃 費	629,568	△4,581	624,987
6. 農 林 水 産 業 費		1,960,373	25,370	1,985,743
	1. 農 業 費	1,613,904	25,142	1,639,046
	3. 水 産 業 費	57,693	228	57,921
7. 商 工 費		2,621,188	40,477	2,661,665
	1. 商 工 費	2,621,188	40,477	2,661,665
8. 土 木 費		5,483,310	8,000	5,491,310
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,555,557	8,000	1,563,557
10. 教 育 費		4,069,686	16,937	4,086,623
	1. 教 育 総 務 費	949,115	5,185	954,300
	2. 小 学 校 費	634,954	6,965	641,919
	5. 社 会 教 育 費	895,360	4,787	900,147
歳 出 合 計		48,003,066	136,051	48,139,117

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 有 財 産 売 却 支 援 業 務	令和 5 年度	6,500
美しい村づくり資金利子補給事業 (令 和 4 年 度 事 業 分)	令和 5 年度から 令和11年度まで	1,462
豊かな海づくり資金利子補給事業 (令 和 4 年 度 事 業 分)	令和 5 年度から 令和11年度まで	2,628
神鍋野外スポーツ公園指定管理料	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	22,205
但東健康増進センター指定管理料	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	2,255
ハチゴロウの戸島湿地指定管理料	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	45,320
出 石 史 料 館 指 定 管 理 料	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	11,950
計		92,320

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
道 路 整 備 事 業 費	220,000	233,000
〔 大 規 模 舗 装 修 繕 事 業 〕	〔 70,100 〕	〔 75,900 〕
〔 道 路 維 持 事 業 〕	〔 61,600 〕	〔 58,800 〕
〔 風 早 線 〕	〔 9,100 〕	〔 17,000 〕
〔 片 鍋 一 日 市 線 〕	〔 10,600 〕	〔 9,000 〕
〔 藤 井 中 森 線 〕	〔 6,300 〕	〔 10,000 〕
橋 り ょ う 整 備 事 業 費	161,200	163,300
〔 栃 江 橋 〕	〔 10,200 〕	〔 9,300 〕
〔 橋 り ょ う 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 92,600 〕	〔 95,600 〕
過 疎 対 策 事 業 費 (過疎地域持続的発展特別事業分)	127,700	130,900
計	2,804,900	2,823,200

令和４年度豊岡市一般会計
補正予算（第３号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	5,615,980	44,519	5,660,499
17. 県支出金	3,341,346	50,192	3,391,538
19. 寄附金	1,021,000	100	1,021,100
20. 繰入金	2,476,855	50,940	2,527,795
22. 諸収入	2,725,986	△28,000	2,697,986
23. 市債	2,804,900	18,300	2,823,200
歳入合計	48,003,066	136,051	48,139,117

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費	6,965,321	4,674	6,969,995
3. 民 生 費	13,695,413	46,417	13,741,830
4. 衛 生 費	4,865,211	△5,824	4,859,387
6. 農 林 水 産 業 費	1,960,373	25,370	1,985,743
7. 商 工 費	2,621,188	40,477	2,661,665
8. 土 木 費	5,483,310	8,000	5,491,310
10. 教 育 費	4,069,686	16,937	4,086,623
歳 出 合 計	48,003,066	136,051	48,139,117

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
22, 224	3, 200	△29, 900	9, 150
25, 295		2, 000	19, 122
			△5, 824
23, 180			2, 190
39, 712			765
△23, 041	15, 100		15, 941
7, 341			9, 596
94, 711	18, 300	△27, 900	50, 940

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費 国 庫 負 担 金	2,754,060	3,590	2,757,650
計	2,755,610	3,590	2,759,200

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費 国 庫 補 助 金	96,684	11,996	108,680
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	1,471,202	2,500	1,473,702
5. 商 工 費 国 庫 補 助 金	20,000	10,000	30,000
6. 土 木 費 国 庫 補 助 金	394,772	△23,041	371,731
8. 教 育 費 国 庫 補 助 金	71,624	9,056	80,680
21. 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	643,163	30,418	673,581
計	2,821,171	40,929	2,862,100

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 民 生 費 県 負 担 金	1,684,639	17,205	1,701,844
計	1,687,368	17,205	1,704,573

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	3,590	国民健康保険基盤安定費負担金	3,590

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	11,996	マイナンバーカード交付事務費補助金 デジタル田園都市国家構想推進交付金	346 11,650
1. 社会福祉費補助金	2,500	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	2,500
1. 商 工 費 補 助 金	10,000	観光DX推進緊急対策事業費補助金	10,000
1. 道路橋りょう費補助金	△23,041	社会資本整備総合交付金 道路改良事業費 防災・安全交付金 道路維持事業費 道路メンテナンス事業費補助金 道路維持事業費 橋りょう新設改良事業費 橋りょう長寿命化事業費	△13,621 △13,621 △5,220 △5,220 △4,200 △4,135 △1,403 1,338
1. 教育総務費補助金	1,500	学校保健特別対策事業費補助金	1,500
5. 社会教育費補助金	7,556	文化芸術振興費補助金	7,556
1. 地方創生臨時交付金	30,418	地方創生臨時交付金	30,418

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	17,205	国民健康保険基盤安定費負担金 保険税軽減基準額 保険者支援基準額	17,205 15,410 1,795

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	403,827	2,000	405,827
5. 農林水産業費県補助金	859,774	21,180	880,954
9. 教育費県補助金	31,271	647	31,918
計	1,373,825	23,827	1,397,652

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	178,689	7,694	186,383
4. 農林水産業費委託金	62,400	2,000	64,400
7. 教育費委託金	8,870	△534	8,336
計	280,153	9,160	289,313

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,021,000	100	1,021,100
計	1,021,000	100	1,021,100

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費補助金	2,000	人生いきいき住宅助成事業費補助金	2,000
1. 農 業 費 補 助 金	21,180	法人化促進総合対策事業費補助金	1,773
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	8,321
		雪害被災施設復旧補助事業費補助金	7,586
		みどりの食料システム戦略推進交付金	2,500
		スマート農機シェアリング推進事業費補助金	1,000
1. 教育総務費補助金	647	スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金	840
		中学校部活動指導員配置事業費補助金	△193

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費委託金	2,100	地域再生協働員設置事業委託金	2,100
4. 選 挙 費 委 託 金	5,444	参議院議員選挙事務委託金	5,444
5. 統計調査費委託金	150	国民生活基礎調査事務委託金	150
1. 農 業 費 委 託 金	2,000	基盤整備促進事業委託金	2,000
1. 教育総務費委託金	△534	ひょうごがんばり学びタイム事業委託金	△754
		道徳教育推進事業委託金	100
		ひょうご不登校対策事業委託金	120

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費寄附金	100	環境保全事業費寄附金	100

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,563,702	50,940	1,614,642
計	2,432,019	50,940	2,482,959

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	2,142,524	△28,000	2,114,524
計	2,143,344	△28,000	2,115,344

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
8. 土木債	1,086,000	15,100	1,101,100
15. 過疎対策事業債（過疎地域持続的 発展特別事業分）	127,700	3,200	130,900
計	2,804,900	18,300	2,823,200

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	50,940	財政調整基金繰入金 50,940

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 雑 入	△28,000	市有物件配分金及び共済金 2,000 共済金 2,000 補助金・交付金 △30,000 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 △35,000 コミュニティ助成事業費交付金 5,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 道路橋りょう債	15,100	道路整備事業債 13,000 大規模舗装修繕事業 5,800 道路維持事業 △2,800 風早線 7,900 片鍋一日市線 △1,600 藤井中森線 3,700 橋りょう整備事業債 2,100 栃江橋 △900 橋りょう長寿命化事業 3,000
1. 過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	3,200	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分） 3,200

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 会 計 管 理 費	6,328	2,475	8,803				2,475
5. 財 産 管 理 費	765,046	515	765,561				515
6. 企 画 費	572,730	313	573,043	98			215
8. 公共交通対策費	363,774	3,300	367,074	3,300			
9. 環境政策推進費	146,997	△34,900	112,097			△34,900	
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	107,699	13,411	121,110	12,886			525
14. 竹野振興局費	48,896	3,220	52,116		3,200		20
32. 地域コミュニティ推進費	389,054	5,000	394,054			5,000	
34. 地方創生推進事業費	900,939	5,400	906,339				5,400
計	6,242,072	△1,266	6,240,806	16,284	3,200	△29,900	9,150

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
11. 役 務 費	2,475	会計管理費 【会計課】 2,475 手数料 2,475
10. 需 用 費	515	土地管理費 【健康増進課】 515 修繕料 515
11. 役 務 費	214	城崎国際アートセンター管理費 【大交流課】 313 手数料 214
12. 委 託 料	99	業務委託料 99 キャッシュレス決済導入業務
13. 使用料及び賃借料	3,300	公共交通対策事業費 【都市整備課】 3,300 機器借上料 3,300
10. 需 用 費	100	環境政策推進事業費 【生活環境課】 △34,900 消耗品費 100
12. 委 託 料	△35,000	業務委託料 △35,000 再生可能エネルギー導入促進区域設定業務
7. 報 償 費	2,025	コウノトリ文化館管理費 【コウノトリ共生課】 10,786 投資委託料 1,642
10. 需 用 費	75	設計監理 補修工事費 9,144
12. 委 託 料	1,642	トイレ
14. 工 事 請 負 費	9,144	コウノトリ生息地保全対策事業費 【コウノトリ共生課】 2,625 報償金 2,025
18. 負担金、補助及び 交 付 金	525	消耗品費 75 負担金 525 地域再生協働員設置事業費 525
10. 需 用 費	207	竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】 3,220 印刷製本費 207
11. 役 務 費	43	手数料 43 事業委託料 3,726
12. 委 託 料	3,726	プロジェクトマッピング事業
13. 使用料及び賃借料	144	用品借上料 144 補助金 △900
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△900	北前まつり事業費 △600 竹野浜オープンウォーター大会事業費 △300
18. 負担金、補助及び 交 付 金	5,000	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ振興課】 5,000 補助金 5,000 コミュニティ事業費 5,000
18. 負担金、補助及び 交 付 金	5,400	企業誘致推進事業費 【環境経済課】 5,400 補助金 5,400 I T 関連事業所開設支援事業費 5,400

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳費	224, 217	346	224, 563	346			
計	224, 217	346	224, 563	346			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 参議院議員選挙費	45, 916	5, 444	51, 360	5, 444			
計	73, 333	5, 444	78, 777	5, 444			

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
91. 社会福祉統計調査費	0	150	150	150			
計	1, 814	150	1, 964	150			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	1, 096, 107	20, 350	1, 116, 457	20, 795			△445

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役 務 費	98	戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】 346
		通信運搬費 98
13. 使用料及び賃借料	248	OA機器借上料 248

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	5,444	参議院議員選挙費 【選挙管理委員会事務局】 5,444
		消耗品費 5,444

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	120	人件費 120
		調査員報酬 120
10. 需 用 費	25	国民生活基礎調査費 【社会福祉課】 30
		消耗品費 25
11. 役 務 費	5	通信運搬費 5

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	20,350	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】 20,350
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 20,350

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 身体障害者福祉費	6,273	0	6,273				
8. 隣 保 館 費	13,728	3,005	16,733				3,005
11. 健康福祉施設管理費	109,951	16,298	126,249			2,000	14,298
16. 生活困窮者自立支援事業費	26,268	2,500	28,768	2,500			
計	4,070,176	42,153	4,112,329	23,295		2,000	16,858

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 老人福祉事業費	118,277	4,000	122,277	2,000			2,000
6. 老人福祉施設管理費	6,760	264	7,024				264
計	3,409,218	4,264	3,413,482	2,000			2,264

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 生涯健康推進費	256,061	△1,243	254,818				△1,243

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	84	人件費 84
12. 委託料	△84	委員報酬 84
		障害者自立支援認定審査会委員 84
		障害者自立支援認定審査会費 【社会福祉課】 △84
		業務委託料 △84
14. 工事請負費	3,005	障害者自立支援認定審査業務
		出石隣保館事業費 【社会福祉課】 3,005
		補修工事費 3,005
14. 工事請負費	16,298	小集落地区改良公園
		日高健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 16,298
		補修工事費 16,298
18. 負担金、補助及び交付金	2,500	屋上防水
		生活困窮者自立支援金給付事業費 【社会福祉課】 2,500
		交付金 2,500
		生活困窮者自立支援金 2,500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	4,000	住宅改造費助成事業費 【高年介護課】 4,000
		補助金 4,000
		人生いきいき住宅助成事業費 4,000
10. 需用費	264	長寿園管理費 【高年介護課】 264
		修繕料 264

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△1,336	人件費 △1,336
13. 使用料及び賃借料	63	会計年度任用職員報酬 △1,336
		事務員 (健康増進課) △1,336

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(生涯健康推進費)							
計	4,235,643	△1,243	4,234,400				△1,243

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 塵芥処理費	568,227	△4,581	563,646				△4,581
計	629,568	△4,581	624,987				△4,581

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 農業振興費	751,472	25,142	776,614	21,180			3,962

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17. 備 品 購 入 費	30	母子保健事業費 【健康増進課】 93 駐車料 63 事業用備品 30

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役 務 費	△693	塵芥処理事業費 【生活環境課】 △3,888 業務委託料 △3,888
12. 委 託 料	△3,888	公共施設ごみ収集運搬業務 旧清掃施設管理費 【生活環境課】 △693 手数料 △693

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7. 報 償 費	314	農業振興事業費 【農林水産課】 20,869 補助金 20,704
8. 旅 費	591	強い農業・担い手づくり総合支援事業費 8,321 雪害被災施設復旧事業費 11,383
10. 需 用 費	841	スマート農機シェアリング推進事業費 1,000 利子補給金 165
12. 委 託 料	600	美しい村づくり資金 165
13. 使用料及び賃借料	154	法人化・高度化促進施設整備事業費 【農林水産課】 1,773 補助金 1,773
18. 負担金、補助及び 交 付 金	22,642	法人化促進総合対策事業費 1,773 有機農業産地づくり推進事業費 【農林水産課】 2,500 報償金 314 費用弁償 186 普通旅費 405 消耗品費 4 燃料費 5 印刷製本費 24 修繕料 98 賄材料費 710

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(農 業 振 興 費)							
5. 農 地 費	617,462	0	617,462	2,000			△2,000
計	1,613,904	25,142	1,639,046	23,180			1,962

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 水 産 業 振 興 費	39,707	228	39,935				228
計	57,693	228	57,921				228

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 観 光 費	214,438	39,712	254,150	39,712			
9. 観光施設管理費	106,661	765	107,426				765
計	2,621,188	40,477	2,661,665	39,712			765

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		業務委託料 600 生きもの調査支援業務 会場借上料 89 自動車借上料 50 通行料 15
14. 工 事 請 負 費	△1,000	基盤整備促進事業費 【農林水産課】 0 整備工事費 △1,000
21. 補償、補填及び賠償金	1,000	内町地区 補償金 1,000 移設補償 1,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び交付金	228	水産業振興事業費 【農林水産課】 228 利子補給金 228 豊かな海づくり資金 228

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7. 報 償 費	2,000	観光事業費 【大交流課】 39,712 報償金 2,000
12. 委 託 料	37,712	業務委託料 30,000 観光データ基盤構築活用業務 事業委託料 7,712 玄武洞公園ライトアップ事業
10. 需 用 費	100	玄武洞公園管理費 【大交流課】 765 印刷製本費 100
13. 使用料及び賃借料	665	用品借上料 665

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 道 路 維 持 費	389,513	0	389,513	△9,355	3,000		6,355
3. 道路新設改良費	157,309	0	157,309	△13,621	10,000		3,621
4. 雪 害 対 策 費	320,408	8,000	328,408				8,000
5. 橋りょう維持費	274,877	0	274,877	1,338	3,000		△4,338
6. 橋りょう新設改良費	211,000	0	211,000	△1,403	△900		2,303
計	1,555,557	8,000	1,563,557	△23,041	15,100		15,941

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 事 務 局 費	378,761	3,009	381,770				3,009
3. 教育振興基本計画推進費	15,286	△944	14,342	△7			△937
4. 教育研修センター費	9,059	120	9,179	120			
5. 学 校 振 興 費	175,447	3,000	178,447	3,000			
計	949,115	5,185	954,300	3,113			2,072

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
10. 需 用 費	8,000	雪害対策事業費 【建設課】 8,000 修繕料 8,000
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	3,009	スクールバス運行管理費 【こども教育課】 3,009 業務委託料 3,009 通学バス運行管理業務
1. 報 酬	△290	人件費 △290 会計年度任用職員報酬 △290
7. 報 償 費	△704	中学校部活動指導員 (こども教育課) △290 とよおかがんばりタイム事業費 【こども教育課】 △754
8. 旅 費	27	報償金 △754
10. 需 用 費	23	道徳教育推進事業費 【こども教育課】 100 報償金 50 費用弁償 27 消耗品費 23
7. 報 償 費	50	教育研修センター管理費 【こども教育課】 120 報償金 50
8. 旅 費	26	費用弁償 26 消耗品費 44
10. 需 用 費	44	
10. 需 用 費	3,000	感染症対策事業費 【こども教育課】 3,000 消耗品費 3,000

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 小 学 校 管 理 費	520,268	6,965	527,233				6,965
計	634,954	6,965	641,919				6,965

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 図 書 館 費	153,202	98	153,300				98
9. 博物館等管理費	124,439	4,689	129,128	4,228			461
計	895,360	4,787	900,147	4,228			559

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	6,965	学校施設管理費 【教育総務課】 6,965 投資委託料 6,781 測量調査 業務委託料 184 特殊建築物等定期調査報告業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17. 備 品 購 入 費	98	図書館管理費 【生涯学習課】 98 事業用備品 98
11. 役 務 費	60	歴史博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】 133
12. 委 託 料	297	通信運搬費 12 手数料 8 業務委託料 99
14. 工 事 請 負 費	4,290	キャッシュレス決済導入業務 事業用備品 14
17. 備 品 購 入 費	42	日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】 4,423 通信運搬費 12 手数料 8 業務委託料 99 キャッシュレス決済導入業務 補修工事費 4,290 トイレ 事業用備品 14 美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】 133 通信運搬費 12 手数料 8 業務委託料 99 キャッシュレス決済導入業務 事業用備品 14

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1. 普 通 債	32,433,342	30,928,927	△ 745,000	30,183,927
(1) 総 務	4,702,690	4,420,078	△ 35,000	4,385,078
(3) 衛 生	6,017,186	5,291,733	△ 6,100	5,285,633
(4) 農 林 水 産	996,294	1,020,890	△ 2,700	1,018,190
(5) 商 工	1,492,064	1,433,770	△ 119,900	1,313,870
(6) 土 木	7,083,294	7,487,803	△ 460,500	7,027,303
(7) 消 防	3,530,437	3,594,986	△ 2,700	3,592,286
(8) 教 育	8,303,927	7,464,369	△ 118,100	7,346,269
2. 災 害 復 旧 債	315,948	287,372	△ 200	287,172
(1) 農 林 水 産	81,588	67,561	△ 200	67,361
3. そ の 他 債	16,217,266	15,754,034	△ 2,200	15,751,834
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	436,868	417,636	△ 2,200	415,436
合 計	48,966,556	46,970,333	△ 747,400	46,222,933

(単位 千円)

当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補 正 額	補正後の額		補正前の額	補 正 額	補正後の額
2,213,200	685,700	2,898,900	4,553,809	28,588,318	△ 59,300	28,529,018
281,300		281,300	689,160	4,012,218	△ 35,000	3,977,218
109,400		109,400	680,402	4,720,731	△ 6,100	4,714,631
206,100		206,100	105,596	1,121,394	△ 2,700	1,118,694
	116,300	116,300	234,550	1,199,220	△ 3,600	1,195,620
1,086,000	469,400	1,555,400	967,898	7,605,905	8,900	7,614,805
221,600	1,000	222,600	635,477	3,181,109	△ 1,700	3,179,409
308,800	99,000	407,800	1,157,848	6,615,321	△ 19,100	6,596,221
			48,896	238,476	△ 200	238,276
			17,614	49,947	△ 200	49,747
591,700	3,200	594,900	1,549,237	14,796,497	1,000	14,797,497
127,700	3,200	130,900	144,668	400,668	1,000	401,668
2,804,900	688,900	3,493,800	6,151,942	43,623,291	△ 58,500	43,564,791

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
16	国 庫 支 出 金	5,615,980	44,519	5,660,499
17	県 支 出 金	3,341,346	50,192	3,391,538
19	寄 附 金	1,021,000	100	1,021,100
20	繰 入 金	2,476,855	50,940	2,527,795
22	諸 収 入	2,725,986	△ 28,000	2,697,986
23	市 債	2,804,900	18,300	2,823,200
歳 入 合 計		48,003,066	136,051	48,139,117

(単位 千円)

主 な 内 容			
国民健康保険基盤安定費	3,590	マイナンバーカード交付事務費	346
デジタル田園都市国家構想推進交付金	11,650	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	2,500
観光D X推進緊急対策事業費	10,000	社会資本整備総合交付金	△ 13,621
防災・安全交付金	△ 5,220	道路メンテナンス事業費	△ 4,200
学校保健特別対策事業費	1,500	文化芸術振興費	7,556
地方創生臨時交付金	30,418		
国民健康保険基盤安定費	17,205	人生いきいき住宅助成事業費	2,000
法人化促進総合対策事業費	1,773	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	8,321
雪害被災施設復旧補助事業費	7,586	みどりの食料システム戦略推進交付金	2,500
スマート農機シェアリング推進事業費	1,000	スクール・サポート・スタッフ配置事業費	840
中学校部活動指導員配置事業費	△ 193	地域再生協働員設置事業	2,100
参議院議員選挙事務	5,444	国民生活基礎調査事務	150
基盤整備促進事業	2,000	ひょうごがんばり学びタイム事業	△ 754
道徳教育推進事業	100	ひょうご不登校対策事業	120
環境保全事業費寄附金	100		
財政調整基金	50,940		
共済金	2,000	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金	△ 35,000
コミュニティ助成事業費交付金	5,000		
道路整備事業債	13,000	橋りょう整備事業債	2,100
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	3,200		

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	6,965,321	4,674	6,969,995
3	民 生 費	13,695,413	46,417	13,741,830
4	衛 生 費	4,865,211	△ 5,824	4,859,387
6	農 林 水 産 業 費	1,960,373	25,370	1,985,743
7	商 工 費	2,621,188	40,477	2,661,665
8	土 木 費	5,483,310	8,000	5,491,310
10	教 育 費	4,069,686	16,937	4,086,623
歳 出 合 計		48,003,066	136,051	48,139,117

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	120	会計管理費	2,475
土地管理費	515	城崎国際アートセンター管理費	313
公共交通対策事業費	3,300	環境政策推進事業費	△ 34,900
コウノトリ文化館管理費	10,786	コウノトリ生息地保全対策事業費	2,625
竹野振興局プロジェクト事業費	3,220	地域コミュニティ推進事業費	5,000
企業誘致推進事業費	5,400	戸籍住民基本台帳事務費	346
参議院議員選挙費	5,444	国民生活基礎調査費	30
人件費	84	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	20,350
障害者自立支援認定審査会費	△ 84	出石隣保館事業費	3,005
日高健康福祉センター管理費	16,298	生活困窮者自立支援金給付事業費	2,500
住宅改造費助成事業費	4,000	長寿園管理費	264
人件費	△ 1,336	母子保健事業費	93
塵芥処理事業費	△ 3,888	旧清掃施設管理費	△ 693
農業振興事業費	20,869	法人化・高度化促進施設整備事業費	1,773
有機農業産地づくり推進事業費	2,500	水産業振興事業費	228
観光事業費	39,712	玄武洞公園管理費	765
雪害対策事業費	8,000		
人件費	△ 290	スクールバス運行管理費	3,009
とよおかがんばりタイム事業費	△ 754	道徳教育推進事業費	100
教育研修センター管理費	120	感染症対策事業費	3,000
学校施設管理費（小）	6,965	図書館管理費	98
歴史博物館管理費	133	日本・モンゴル民族博物館管理費	4,423
美術館管理費	133		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,357,349	△ 1,422	1,355,927
7	報 償 費	203,586	3,685	207,271
8	旅 費	70,115	644	70,759
10	需 用 費	1,584,220	18,638	1,602,858
11	役 務 費	432,790	2,202	434,992
12	委 託 料	6,084,105	15,078	6,099,183
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	301,208	4,574	305,782
14	工 事 請 負 費	2,617,674	31,737	2,649,411
17	備 品 購 入 費	375,300	170	375,470
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,662,478	39,395	10,701,873
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	40,622	1,000	41,622
27	繰 出 金	2,812,624	20,350	2,832,974
歳 出 合 計		48,003,066	136,051	48,139,117

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,224,474	△ 1,422	8,223,052
2	物 件 費	8,009,955	31,149	8,041,104
3	維 持 補 修 費	196,831	8,515	205,346
5	補 助 費 等	9,634,316	37,307	9,671,623
6	普 通 建 設 事 業 費	4,211,437	40,152	4,251,589
(1)	補 助 事 業 費	1,569,938	19,076	1,589,014
(2)	単 独 事 業 費	2,641,499	21,076	2,662,575
13	繰 出 金	2,812,624	20,350	2,832,974
歳 出 合 計		48,003,066	136,051	48,139,117

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位: 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	コウノトリ文化館管理費	10,786	10,786			
小計		10,786	10,786			
民生費	出石隣保館事業費	3,005				3,005
	日高健康福祉センター管理費	16,298				16,298
	住宅改造費助成事業費	4,000	2,000			2,000
小計		23,303	2,000			21,303
農林水産業費	法人化・高度化促進施設整備事業費	1,773	1,773			
小計		1,773	1,773			
土木費	道路維持事業費		△ 9,355	3,000		6,355
	風早線道路改良事業費		△ 7,875	7,900		△ 25
	片鍋一日市線道路改良事業費		△ 2,071	△ 1,600		3,671
	藤井中森線道路改良事業費		△ 3,675	3,700		△ 25
	橋りょう長寿命化事業費		1,338	3,000		△ 4,338
	栃江橋整備事業費		△ 1,403	△ 900		2,303
小計			△ 23,041	15,100		7,941
教育費	日本・モンゴル民族博物館管理費	4,290	3,862			428
小計		4,290	3,862			428
合計		40,152	△ 4,620	15,100		29,672

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	△ 2,800
		片鍋一日市線整備	△ 1,600
		大規模舗装修繕事業	5,800
	橋りょう整備事業	栃江橋整備事業	△ 900
		橋りょう長寿命化事業	△ 400
小計			100
緊急自然災害 防止対策債 (充当率 100%)	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	△ 14,000
小計			△ 14,000
辺地対策事業債 (充当率 100%)	道路整備事業	藤井中森線整備	3,700
小計			3,700
過疎対策事業債 (充当率 100%)	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	14,000
		風早線整備	7,900
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	3,400
小計			25,300
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分) (充当率 100%)			3,200
小計			3,200
合計			18,300

第62号議案

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）

令和4年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,258千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,026,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国 民 健 康 保 険 税		1, 599, 297	△41, 030	1, 558, 267
	1. 国 民 健 康 保 険 税	1, 599, 297	△41, 030	1, 558, 267
4. 県 支 出 金		6, 668, 874	738	6, 669, 612
	1. 県 補 助 金	6, 668, 874	738	6, 669, 612
6. 繰 入 金		654, 785	24, 550	679, 335
	1. 他 会 計 繰 入 金	654, 785	20, 350	675, 135
	2. 基 金 繰 入 金	0	4, 200	4, 200
7. 繰 越 金		1	110, 000	110, 001
	1. 繰 越 金	1	110, 000	110, 001
歳 入 合 計		8, 932, 232	94, 258	9, 026, 490

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 基 金 積 立 金		350	44,258	44,608
	1. 基 金 積 立 金	350	44,258	44,608
11. 諸 支 出 金		12,111	50,000	62,111
	1. 償還金及び還付加算金	10,611	50,000	60,611
歳 出 合 計		8,932,232	94,258	9,026,490

令和 4 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 1 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,599,297	△41,030	1,558,267
4. 県支出金	6,668,874	738	6,669,612
6. 繰入金	654,785	24,550	679,335
7. 繰越金	1	110,000	110,001
歳入合計	8,932,232	94,258	9,026,490

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費	6,192,880	0	6,192,880
3. 国民健康保険事業費納付金	2,441,889	0	2,441,889
9. 基 金 積 立 金	350	44,258	44,608
11. 諸 支 出 金	12,111	50,000	62,111
歳 出 合 計	8,932,232	94,258	9,026,490

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
△1,010			1,010
2,800		30,795	△33,595
△1,052			45,310
			50,000
738	0	30,795	62,725

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1, 598, 647	△41, 030	1, 557, 617
計	1, 599, 297	△41, 030	1, 558, 267

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 保 険 給 付 費 等 交 付 金	6, 668, 874	738	6, 669, 612
計	6, 668, 874	738	6, 669, 612

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	654, 785	20, 350	675, 135
計	654, 785	20, 350	675, 135

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 医療給付費分現年課税	△61,316	医療給付費 △61,316
2. 後期高齢者支援金分現年課税	25,730	後期高齢者支援金 25,730
3. 介護納付金分現年課税	4,766	介護納付金 4,766
4. 医療給付費分滞納繰越	△7,450	医療給付費 △7,450
5. 後期高齢者支援金分滞納繰越	△1,480	後期高齢者支援金 △1,480
6. 介護納付金分滞納繰越	△1,280	介護納付金 △1,280

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 普通交付金	△1,010	普通交付金 △1,010
2. 特別交付金	1,748	特別調整交付金（豊岡市分） 1,748

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	20,547	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 20,547
2. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	7,180	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 7,180
6. 財政安定化支援事業繰入金	△10,445	財政安定化支援事業繰入金 △10,445
7. その他一般会計繰入金	3,068	その他一般会計繰入金 3,068

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 基金繰入金	0	4,200	4,200
計	0	4,200	4,200

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	110,000	110,001
計	1	110,000	110,001

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基 金 繰 入 金	4,200	国民健康保険財政調整基金繰入金 4,200

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰 越 金	110,000	前年度繰越金 110,000

3. 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 6. 結核医療付加金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 結核医療付加金	10	0	10	△10			10
計	10	0	10	△10			10

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 傷病手当金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 傷 病 手 当 金	1,000	0	1,000	△1,000			1,000
計	1,000	0	1,000	△1,000			1,000

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者医療 給 付 費 分	1,688,211	0	1,688,211	1,728		30,795	△32,523
計	1,690,697	0	1,690,697	1,728		30,795	△32,523

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 2. 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者後期 高齢者支援金等分	545,474	0	545,474	780			△780
計	545,821	0	545,821	780			△780

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 3. 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護納付金分	205,371	0	205,371	292			△292
計	205,371	0	205,371	292			△292

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 財政調整基金積立金	350	44,258	44,608	△1,052			45,310
計	350	44,258	44,608	△1,052			45,310

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 償 還 金	1	50,000	50,001				50,000
計	10,611	50,000	60,611				50,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	44,258	基金積立金 【市民課】 44,258 国民健康保険財政調整基金積立金 44,258

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引	50,000	返納金 【市民課】 50,000 償還金 50,000 保険給付費等交付金償還金 50,000

第63号議案

令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,036,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 保 険 料		1,840,854	△800	1,840,054
	1. 介 護 保 険 料	1,840,854	△800	1,840,054
7. 繰 入 金		1,688,545	1,400	1,689,945
	2. 基 金 繰 入 金	33,316	1,400	34,716
歳 入 合 計		10,035,418	600	10,036,018

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		6,510	600	7,110
	1. 償還金及び還付加算金	6,510	600	7,110
歳 出 合 計		10,035,418	600	10,036,018

令和４年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	1,840,854	△800	1,840,054
7. 繰入金	1,688,545	1,400	1,689,945
歳入合計	10,035,418	600	10,036,018

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費	9,074,871	0	9,074,871
7. 諸 支 出 金	6,510	600	7,110
歳 出 合 計	10,035,418	600	10,036,018

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		800	△800
		600	
0	0	1,400	△800

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,840,854	△800	1,840,054
計	1,840,854	△800	1,840,054

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	33,316	1,400	34,716
計	33,316	1,400	34,716

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年度分特別徴収保険料	△800	第1号被保険者介護保険料 △800

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護給付費準備基金繰入金	1,400	介護給付費準備基金繰入金 1,400

3. 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 居宅介護サービス給付費	3,218,489	0	3,218,489			288	△288
3. 地域密着型介護サービス給付費	1,846,493	0	1,846,493			160	△160
5. 施設介護サービス給付費	2,878,668	0	2,878,668			247	△247
8. 居宅介護住宅改修費	17,733	0	17,733			2	△2
9. 居宅介護サービス計画給付費	375,111	0	375,111			33	△33
計	8,343,808	0	8,343,808			730	△730

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護予防サービス給付費	155,027	0	155,027			13	△13
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	19,149	0	19,149			2	△2
6. 介護予防住宅改修費	19,199	0	19,199			2	△2
7. 介護予防サービス計画給付費	39,544	0	39,544			3	△3
計	236,549	0	236,549			20	△20

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 審査支払手数料	6,816	0	6,816			1	△1

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	6,816	0	6,816			1	△1

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 高額介護サービス費	174,836	0	174,836			15	△15
計	174,954	0	174,954			15	△15

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 高額医療合算介護サービス費	21,191	0	21,191			2	△2
計	21,231	0	21,231			2	△2

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定入所者介護サービス費	291,125	0	291,125			32	△32
計	291,513	0	291,513			32	△32

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 第1号被保険者保険料還付金	6,500	600	7,100			600	
計	6,510	600	7,110			600	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引料	600	還付金 【高年介護課】 600 還付金 600 第1号被保険者保険料還付金 600

